

## 第2回葛飾区子育て支援行動計画策定委員会 次第

平成21年7月22日 10時から  
男女平等推進センター 1階洋室D

### 1 委員紹介

### 2 議事

- (1) 会長職務代理について
- (2) 第1回子育て支援行動計画策定委員会の課題について(資料1)
- (3) 葛飾区の子育て支援の現状について(資料2)
  - ・前期「葛飾区子育て支援行動計画」の実績(平成20年度)
- (4) 後期「葛飾区子育て支援行動計画」策定の進め方について(資料3)
- (5) 後期「葛飾区子育て支援行動計画の概要」について(資料4)
- (6) その他

### 【連絡事項】

次回予定：8月17日(月) 午後2時より  
葛飾区男女平等推進センター 3階 洋室A

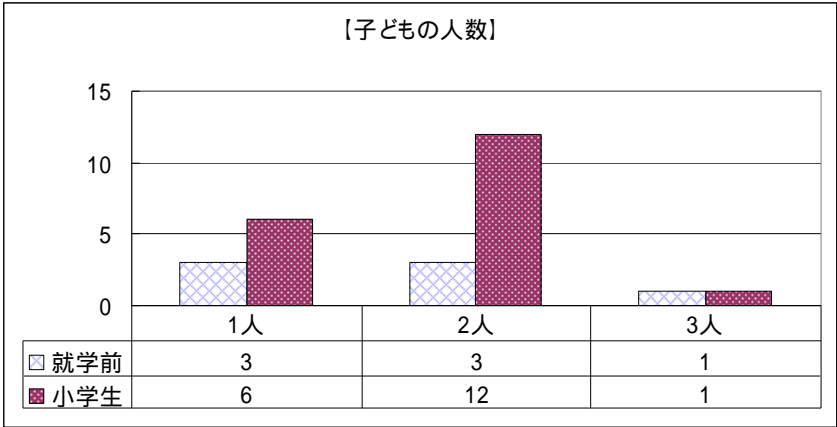
平成 21 年 7 月 22 日

## 第 1 回葛飾区子育て支援行動計画策定委員会の課題について

- 1 父子家庭について
  - ・平成 20 年に実施したアンケート調査に基づく父子家庭調査結果（資料 1-1）
  
- 2 前回実施したアンケート調査結果との比較について
  - ・平成 16 年度及び平成 20 年度に実施したアンケート調査結果の比較（資料 1-2）
  
- 3 中高生の意向調査について
  
- 4 前期行動計画と後期行動計画の広報関係の比較
  - ・行動計画に係る広報活動（資料 1-3）
  
- 5 子ども家庭支援センターの相談回数・相談内容の児童虐待相談 3,305 件の内訳
  - ・平成 20 年度 葛飾区虐待相談に対する活動状況（資料 1-4）
  
- 6 村井会長の保育施設等の視察

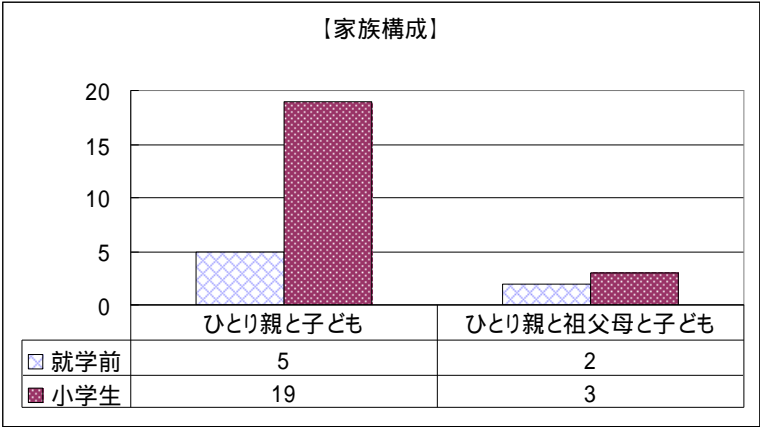
平成 20 年度に実施したアンケート調査に基づく父子家庭調査結果

1 子どもの人数



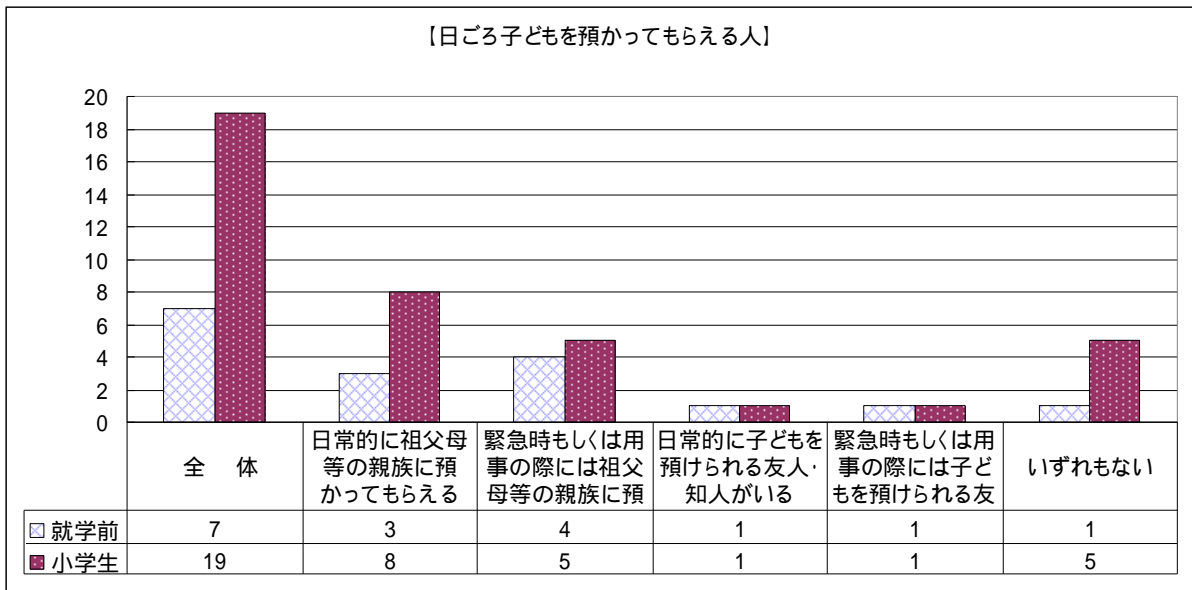
子どもの人数は就学前では1人、2人が3、3人が1。小学生では1人が6、2人が12、3人が1でした。

2 家族構成



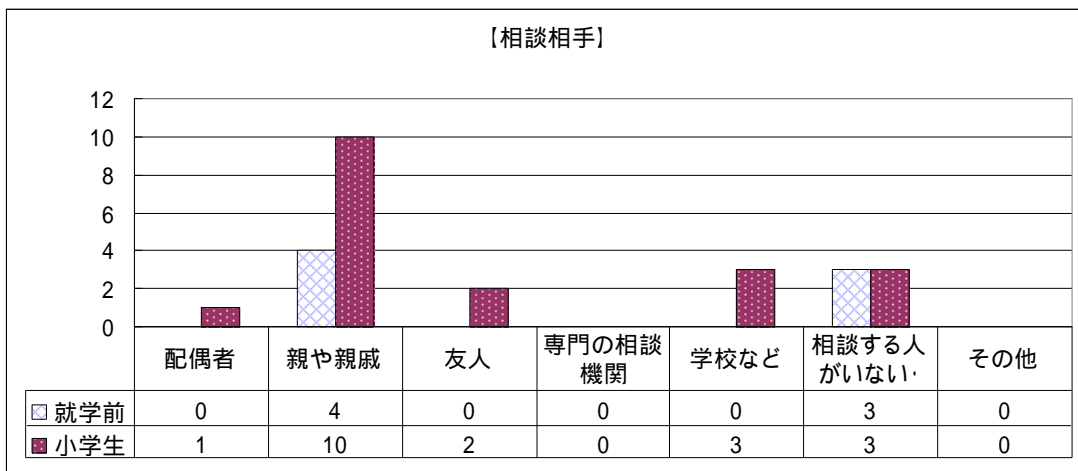
家族構成は、就学前では「ひとり親と子ども」が71.4%を占め、小学生では86.4%を占めています。

### 3 日ごろ子供を預かってもらえる人



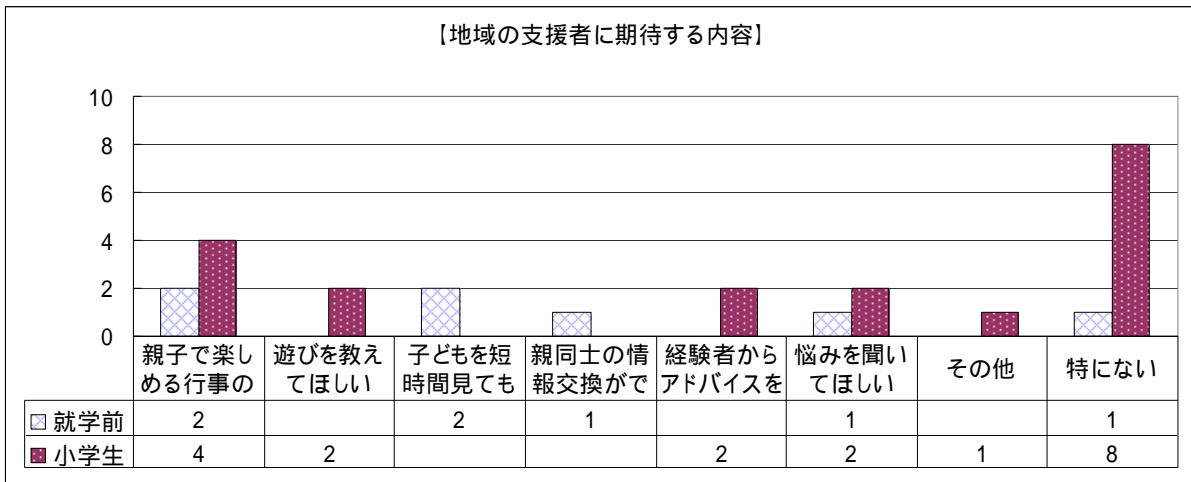
日ごろ子どもを預かってもらえる人が「いずれもない」と答えたのは、就学前で 14.3%、小学生で 22.7%でした。

### 4 相談相手



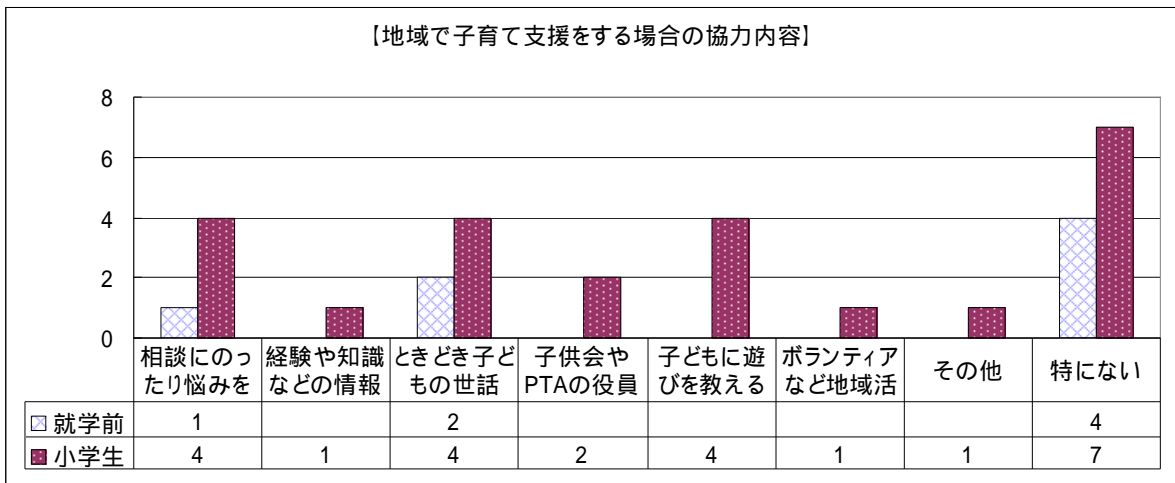
「相談する相手がない・相談しない」と回答したのは、就学前で 42.9%、小学生で 13.6%でした。

## 5 地域の支援者に期待する内容



「地域の支援者に期待する内容」では、小学生の36.4%が「特にない」と回答しています。

## 6 地域で子育て支援をする場合の協力内容



地域で子育て支援をする場合の協力内容では、就学前、小学生ともに「特にない」が最も多い結果でした。

【国勢調査結果に見る葛飾区の父子家庭数・母子家庭数】

			総数	子ども 1人	2人	3人以上	6歳未満の 子どもが いる世帯
父子家庭	平成12年	葛飾区	347	180	130	37	23
		23区全体	5,470	3,038	1,943	715	532
	平成17年	葛飾区	384	195	146	43	41
		23区全体	5,545	3,167	1,886	492	599
母子家庭	平成12年	葛飾区	2,589	1,324	965	300	529
		23区全体	41,093	23,066	14,036	3,991	8,716
	平成17年	葛飾区	2,963	1,489	1,108	366	597
		23区全体	43,699	24,297	15,045	4,357	8,867

平成12年から17年にかけて、23区全体の父子家庭数は約1.3%増加したのに対して、葛飾区では約10.7%増加しています。同様に母子家庭数は23区全体で6.3%増に対して葛飾区では14.4%増加しています。

母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子のみで構成される一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子のみで構成される一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

【国勢調査に見る、ひとり親家庭の保護者の就労状況】

			総数	常雇	臨時雇	雇い人の ある 事業主	雇い人の ない 事業主	家族 従業者	家庭 内職者	完全 失業者	非労働力 人口
父子家庭	平成12年	23区全体	5,470	3,267	186	305	589	19	0	246	182
	平成17年	23区全体	5,545	3,940	212	193	542	25	3	304	145
母子家庭	平成12年	23区全体	41,093	25,074	4,621	843	1,699	55	152	2,582	4,497
	平成17年	23区全体	43,699	25,471	5,380	611	1,569	138	124	3,239	4,561

平成17年の完全失業者と非労働力人口を足した人数は、父子家庭で全体の8.1%、母子家庭で17.8%に達しています。また、母子家庭の保護者では、常雇の割合が平成17年で58.3%と、父子家庭の71.1%に比べて低い割合にとどまっています。

就業者を、調査週間中その人が仕事をしてきた事業所における状況によって、次のとおり区分した。

**雇 用 者**：会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人。

**常 雇**：期間を定めずに又は1年を超える期間を定めて雇われている人

**臨時雇**：日々又は1年以内の期間を定めて雇用されている人

**雇いのある業主**：個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇いがある人

**雇いのない業主**：個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

**家族従業者**：農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

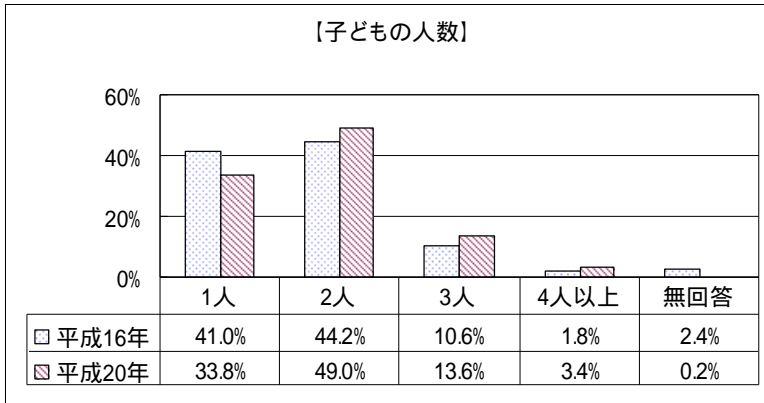
**家庭内職者**：家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人

**非労働力人口**：調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

## 平成16年度及び平成20年度に実施したアンケート調査結果の比較

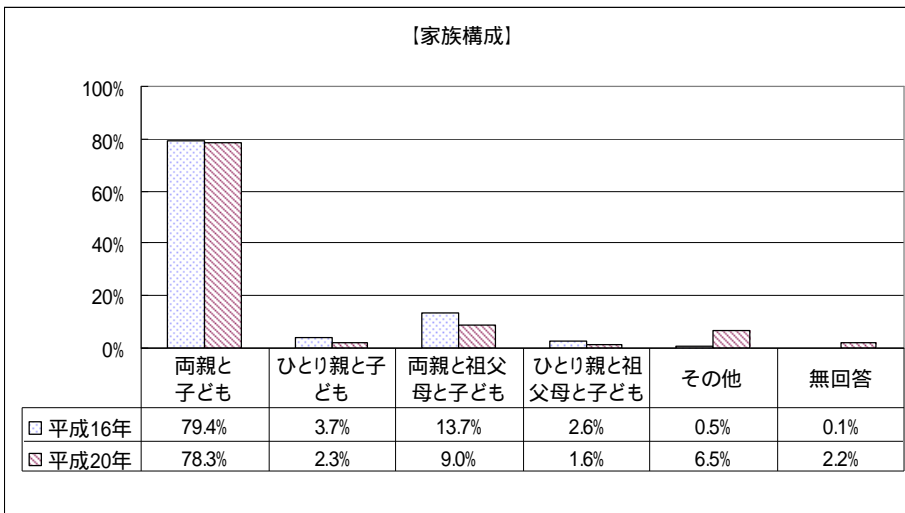
## 【未就学児】

## 1 子どもの人数



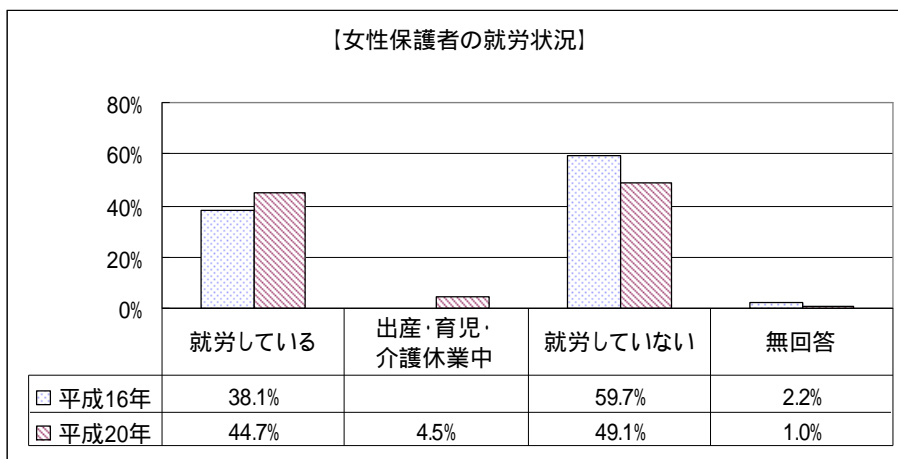
子どもの人数は、「1人」が約7ポイント減少し、「2人」「3人」「4人」がそれぞれ増加しています。

## 2 家族構成



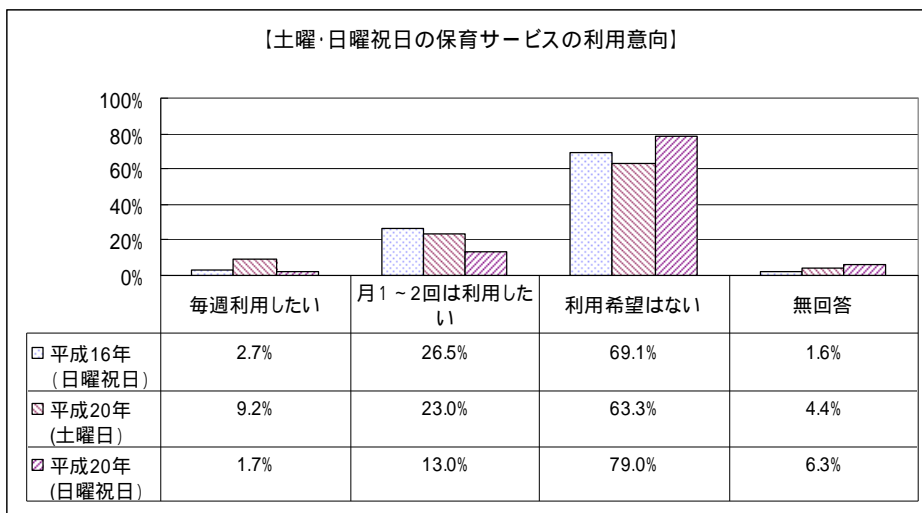
家族構成では、「両親と祖父母と子ども」が約5ポイント減少しています。

### 3 保護者の就労状況



女性保護者の就労状況は（平成16年調査では「出産・育児・介護休業中」の選択肢なし）、「就労していない」が約10ポイント低下しています。

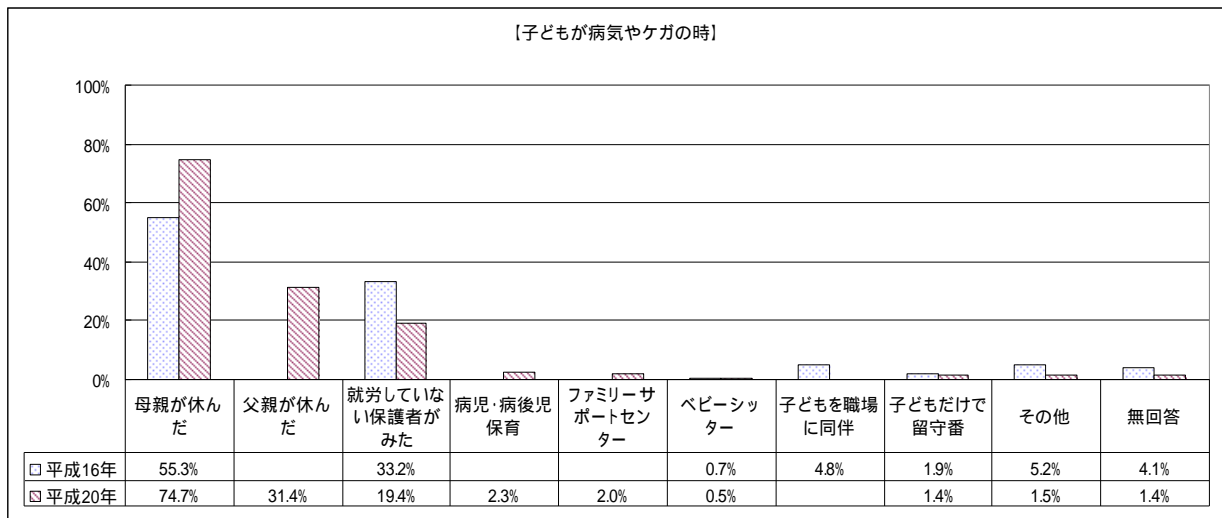
### 4 土曜・日曜・休日の保育サービスの利用希望



土曜・日曜・休日の保育サービスの利用希望では、土曜日については、日曜・休日の「利用希望はない」が約10ポイント上昇しています。

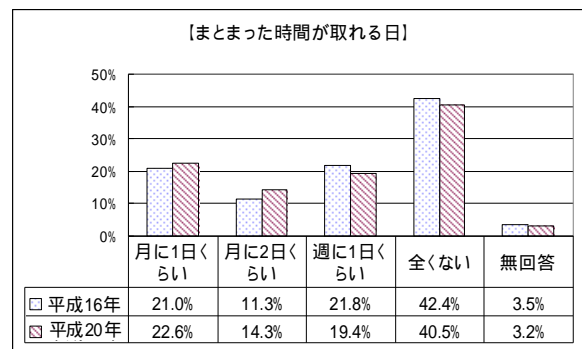
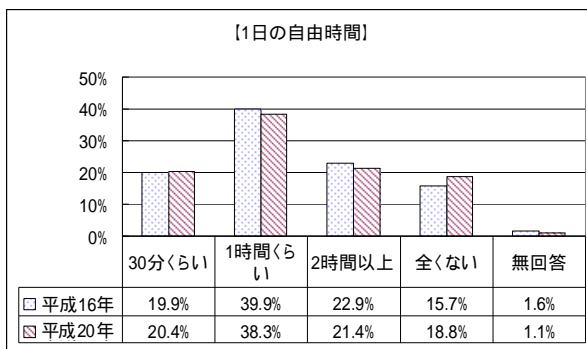


## 5 病気やケガで保育サービスを利用できなかったとき



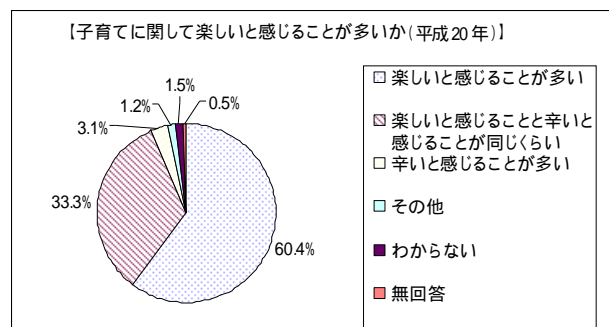
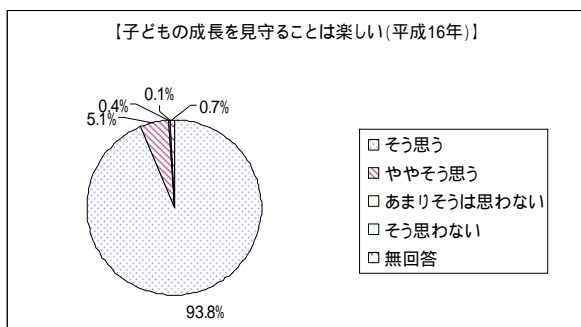
病気やケガで保育サービスを利用できなかった場合、「母親が休んだ」が約9ポイント増加し、「就労していない保護者がみた」が約14ポイント減少しています。

## 6 仕事や子育て、家事以外で自由に使える時間

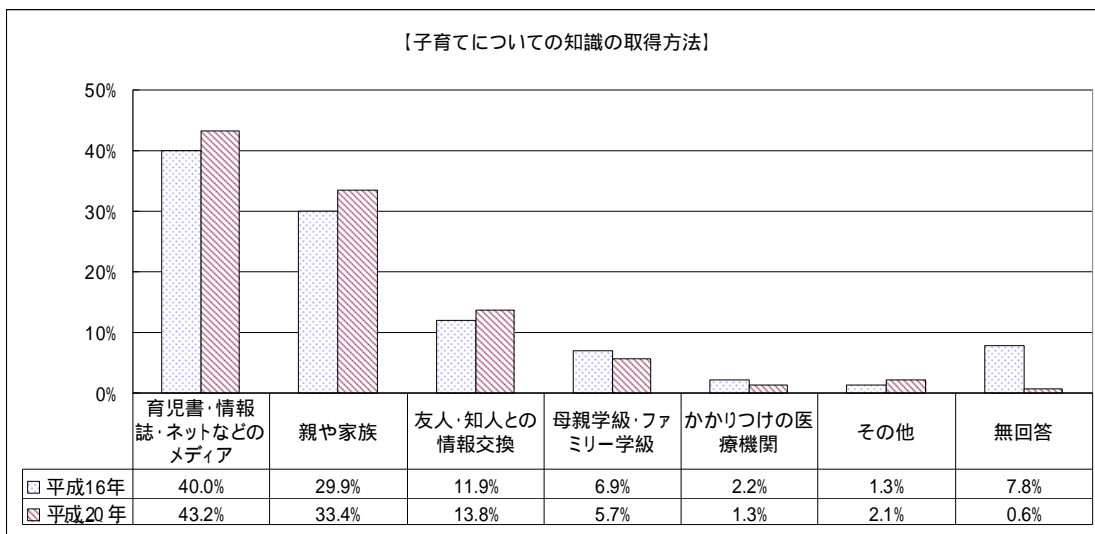


1日の自由時間、まとまった時間が取れる日に関しては、いずれも大きな変化はありません。

## 7 子育ての楽しさ、辛さ

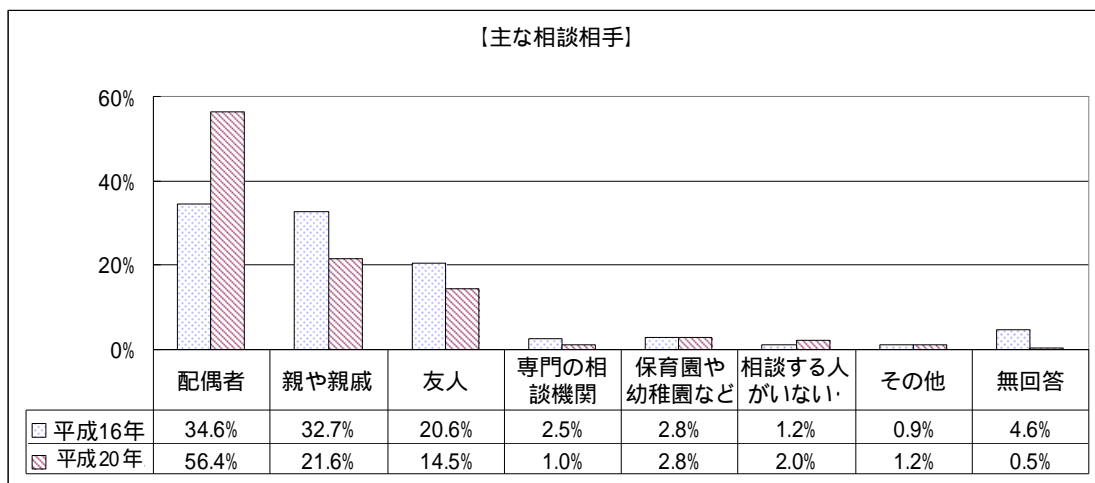


## 8 子育てについての知識の取得方法



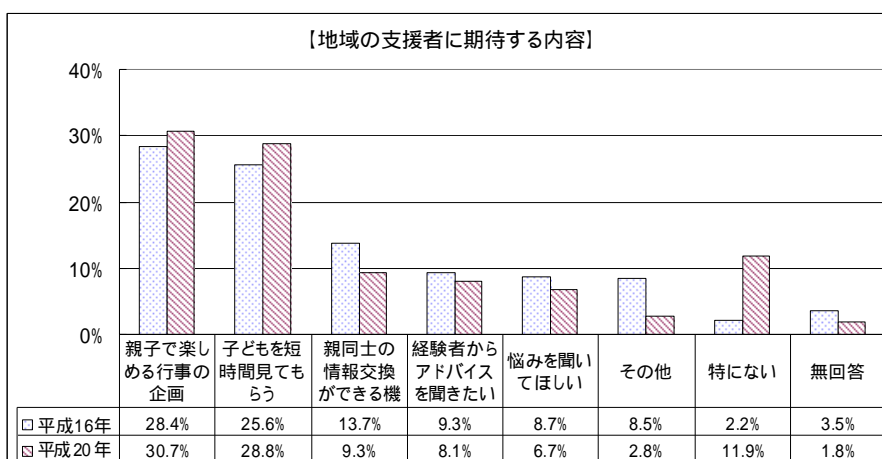
子育てについての知識の取得方法は、大きな変化は見られません。

## 9 主な相談相手



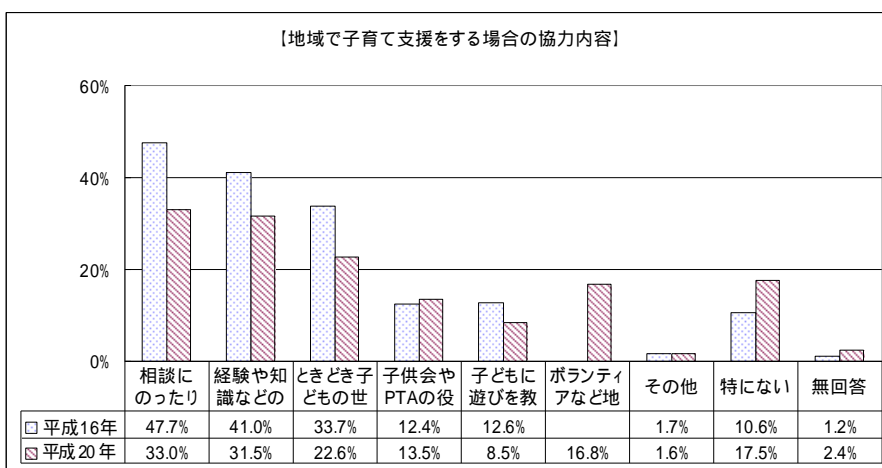
主な相談相手は「配偶者」が12ポイント伸びる一方、「親や親戚」「友人」が減少しています。

## 10 地域の支援者に期待する内容



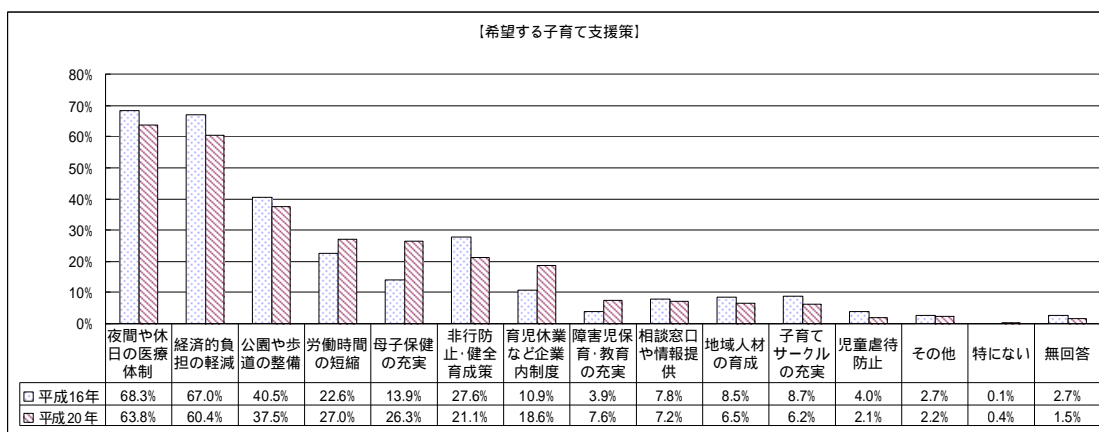
地域の支援者に期待する内容は、「特にない」が伸びています。

## 11 地域で子育て支援をする場合の協力内容



地域で子育て支援をする場合の協力内容では「相談にのったり悩みを聞いてあげる」「経験や知識などの情報を提供する」「ときどき子どもの世話をしあける」がそれぞれ減少しています。

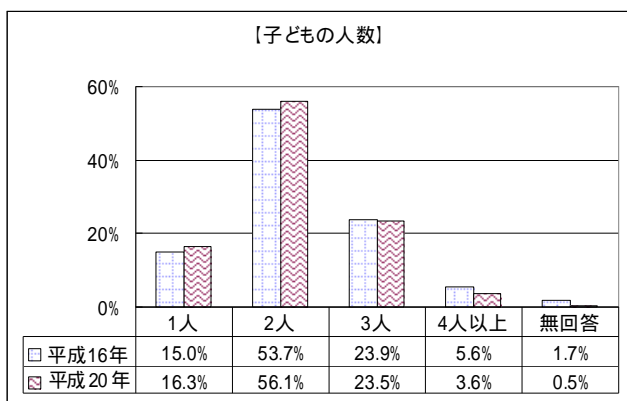
## 12 希望する子育て支援策



希望する子育て支援策では「非行防止・健全育成策の充実」「経済的負担の軽減」「夜間や休日の医療体制の充実」が減少する一方、「労働時間の短縮」「母子保健の充実」「育児休業など企業内制度の普及」が増加しています。

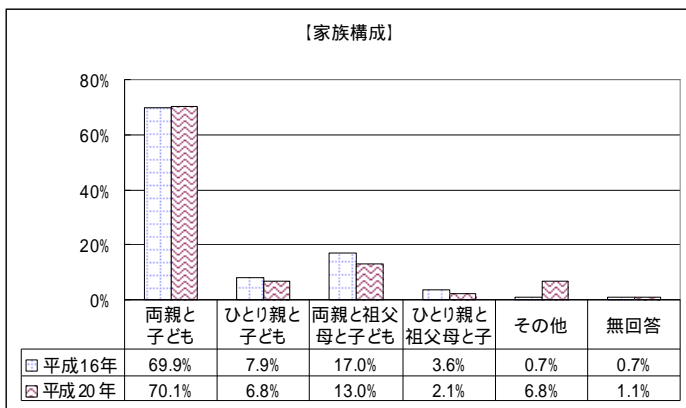
## 【就学児】

### 1 こどもの人数



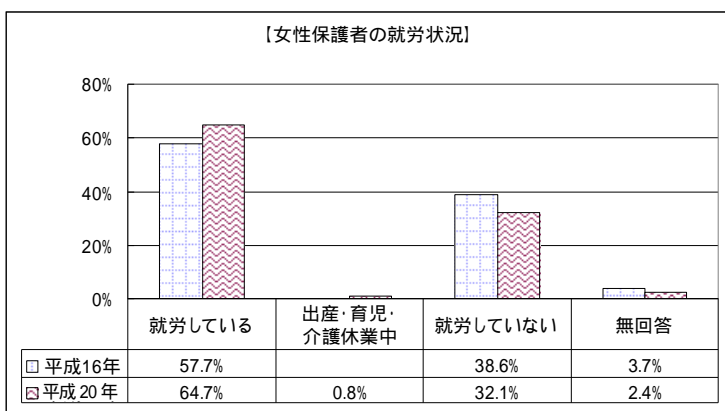
子どもの人数については、大きな変動はありません。

### 2 家族構成



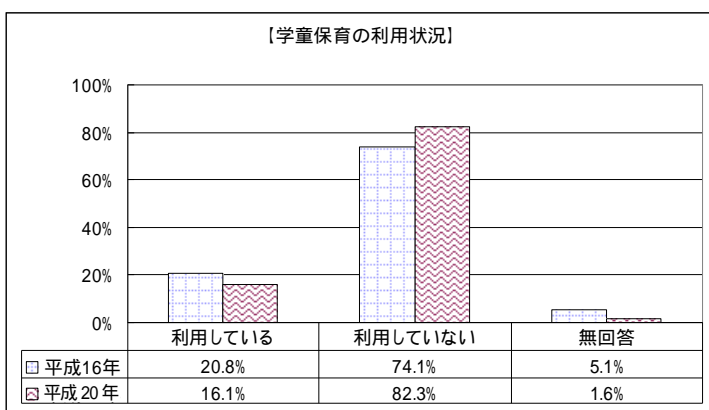
家族構成は、「その他」が伸びているものの、際だった変化はありません。

### 3 女性保護者の就労状況



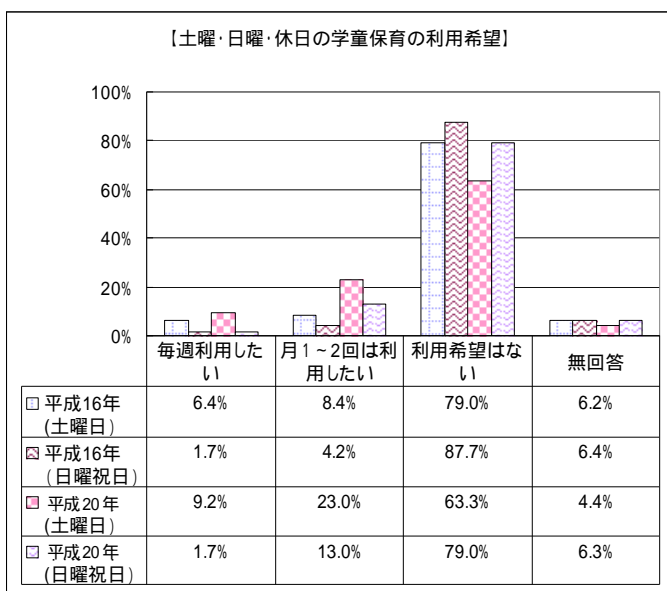
女性保護者の就労状況は（平成16年調査には「出産・育児・介護休業中」の選択肢なし）「就労している」が7ポイント上昇しています。

#### 4 学童保育の利用状況



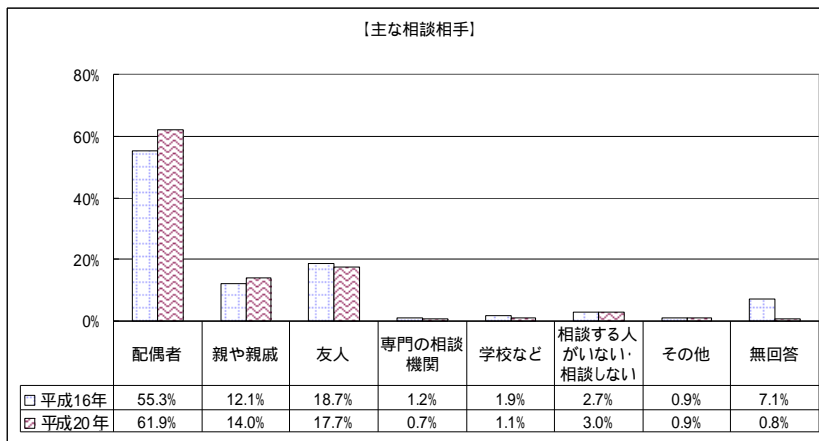
学童保育の利用状況は、「利用していない」が約8ポイント伸びています。

#### 5 土曜・日曜・休日の学童保育の利用希望



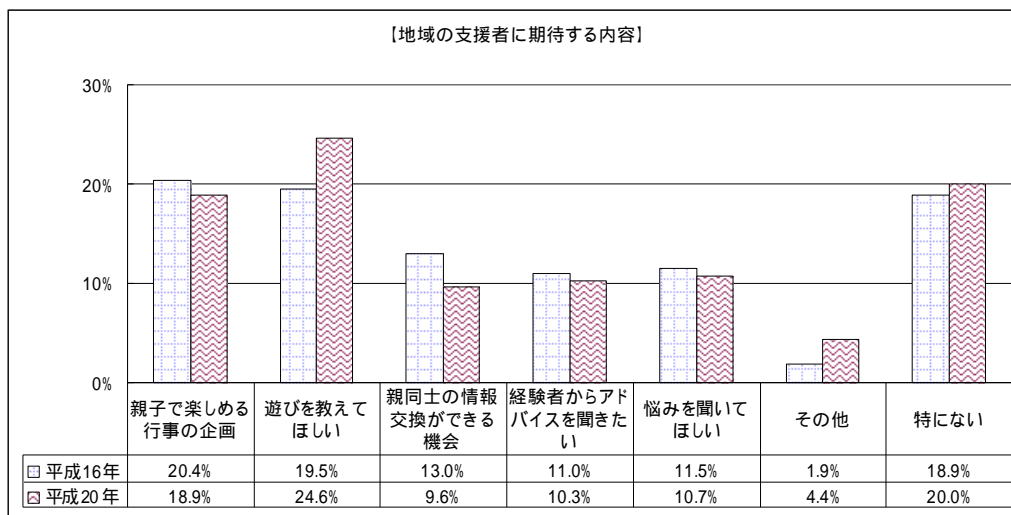
土曜・日曜・休日の学童保育の利用希望について、土曜日の利用希望が伸びています。

## 6 主な相談相手



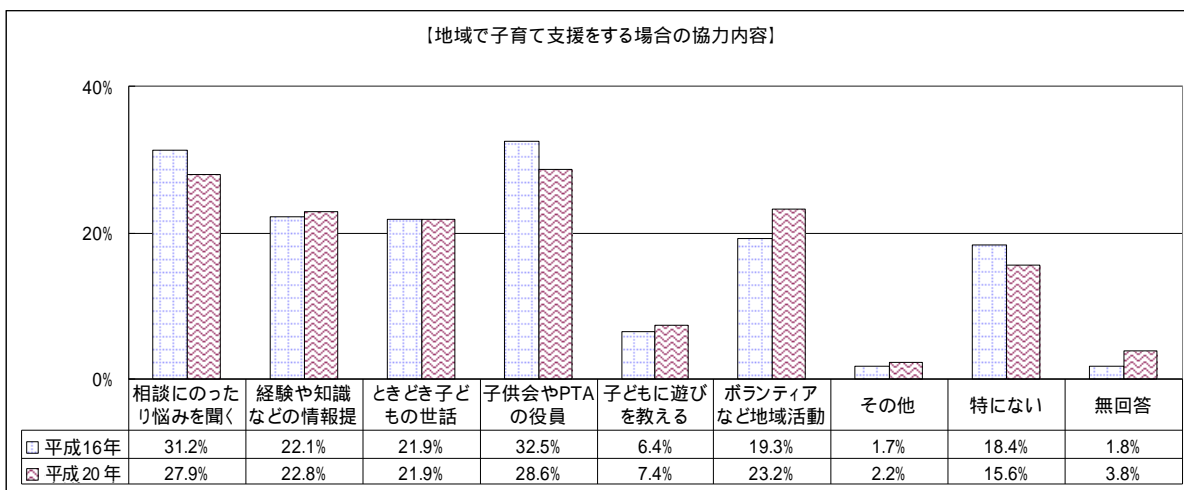
主な相談相手は、「配偶者」が約6ポイント伸びています。「友人」「専門の相談機関」「学校など」がそれぞれ微減しています。

## 7 地域の支援者に期待する内容



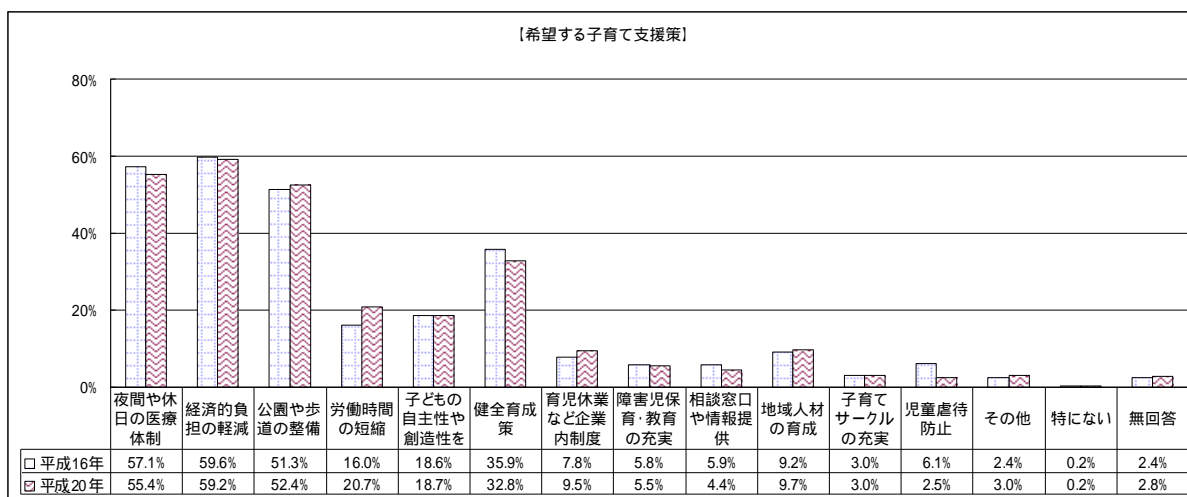
地域の支援者に期待する内容としては「子どもに遊びを教えてほしい」が伸びている一方、「親同士の家情報交換ができる機会」が減少しています。

## 8 地域で子育て支援をする場合の協力内容



地域で子育て支援をする場合の協力内容では、「相談にのったり悩みを聞く」「子供会やPTAの役員」がそれぞれ4ポイント程度減少しています。

## 9 希望する子育て支援策



希望する子育て支援策では「経済的負担の軽減」「夜間や休日の医療体制の充実」「健全育成策」が減少する一方、「公園や歩道の整備」「労働時間の短縮」「育児休業など企業内制度の普及」が増加しています。



# 前期行動計画と後期行動計画の広報関係の比較

行動計画に係る広報活動

前 期 計 画			後 期 計 画 ( 予 定 )		
年	月	項 目	年	月	項 目
15	12	行動計画策定過程公開 子育て支援に関するアンケート調査	20	12	前期行動計画事業実績報告公開(19年度) 子育て支援に関するアンケート調査
16	1	行動計画策定について	21	5	行動計画策定過程公開 子育てに関する意向調査報告書閲覧
	2	区民フォーラム 「次世代を担う子どもたちのために今、何が必要か」 (仮称)葛飾区子育て支援行動計画について			
	5	子育てに関する意向調査速報		6	第1回策定委員会
	6	第1回策定委員会 子育てに関する意向調査報告書閲覧		7	第2回策定委員会
	7	第2回策定委員会 第1回策定委員会議事録確定 公開		8	第3回策定委員会
	8	第3回策定委員会 第2回策定委員会議事録確定 公開		9	第4回策定委員会
	9	第4回策定委員会 第3回策定委員会議事録確定 公開		10	第5回策定委員会
	10	第5回策定委員会 第4回策定委員会議事録確定 公開		11	パブリックコメント
	11	パブリックコメント 第6回策定委員会		12	パブリックコメント
	12	第6回策定委員会 第5回策定委員会議事録確定 公開		1	第4回策定委員会議事録確定 公開
17	1	パブリックコメント結果報告 第7回策定委員会		2	第5回策定委員会
	3	第7回策定委員会 第6回策定委員会議事録確定 公開		3	パブリックコメント結果報告
	4	区長答申 計画策定		4	第5回策定委員会議事録確定 公開
		第7回策定委員会議事録確定 公開		5	第6回策定委員会
		行動計画公開(配布)		6	区長答申
				7	計画策定
				8	第6回策定委員会議事録確定 公開
				9	行動計画公開(配布)

…毎年度事業実績報告を公開

## 平成20年度 葛飾区虐待相談に対する活動状況

	児童への 対応	保護者への 対応	その他の 対応	合計
訪問面接	69	256	179	504
所内面接	32	181	25	238
電話・FAX・メールほか	23	632	1,908	2,563
合計	124	1,069	2,112	3,305

その他の対応・・・学校、保育所、幼稚園などの関係機関への対応

## 平成 21 年度子育て支援行動計画事業達成状況一覧（速報値）

## 基本目標 1. 子育て家庭への支援、仕事と子育ての両立支援

重点的な取組み	主な事業	活動指標	指標説明	単位	20年度末実績
(1) 仕事と子育ての両立支援	平成20年4月の保育所待機児童数は48名となり、昨年とほぼ同数であった。数年前と比較すれば、待機児童数は減少したが、待機児が完全に解消したわけではなく、平成21年度に向けて、認可保育所の建替え及び分園の新設等により、合計34名の定員を拡大する準備を行うとともに、定員30人の認証保育所を1箇所新設、B型からA型へ移行することにあわせ定員を6名拡大し、認証保育所で36名の定員増を図り、引き続き、待機児解消に努めた。延長保育については、新たに公立保育園4箇所で行い、合計60箇所の園で実施した。学童保育クラブは待機児童を発生させず、入会希望者すべての受入れを行った。また、平成19年1月より訪問型の病後児保育を実施したが、20年度も利用者はなかった。				
	認可保育所	利用定員		人	8,133
		施設数		園	74
	認証保育所	A型・B型施設利用定員		人	215
		施設数		か所	8
	家庭福祉員	利用定員		人	79
		家庭福祉員数		人	23
	延長保育事業	1時間延長保育の実施園数		園	60
		2時間延長保育の実施園数		園	14
		3時間延長保育の実施園数		園	0
	病後児保育事業	利用定員(施設型)		人	8
		施設数		園	2
		訪問回数(訪問型)		回	0
	休日保育事業	利用定員		人	20
		施設数		園	2
	私立幼稚園の早期入園	早期入園実施園数		園	4
	私立幼稚園の預かり保育	預かり保育実施幼稚園数	教育時間外の預かり保育を実施している園	園	25
3期休業中の預かり保育実施園		預かり保育補助金の交付対象となる条件を満たす園	園	5	
学童保育クラブ事業	入会児童数		人	3,535	
	施設数		施設	64	
企業向けセミナーの実施	セミナーの実施回数		回	1	
(2) 在宅の子育て家庭への支援	一時保育事業については、利用を希望する者が増えており、今後は、地域バランスを考え、更に増設を行う必要がある。ファミリーサポートセンター事業については、ファミリー会員の登録者数が減少したが、サポート会員の登録者数は若干増加した。引き続きサポート会員の登録者数を充実していく必要がある。また、ショートステイ・トワイライトステイ事業、産後支援ヘルパー事業については、昨年度より利用実績は増加したが、より一層の利用増加に努めていく必要がある。				
	一時保育事業	定員		人	94
		施設数		園	10
		訪問回数(訪問型)		回	0
	ファミリーサポートセンター事業	会員数(ファミリー会員)		人	1,103
		会員数(サポート会員)		人	214
		会員数(両方会員)		人	81
	ショートステイ事業	定員		人	5
		施設数		か所	1
	トワイライトステイ事業	定員		人	20
施設数			か所	1	
産後支援ヘルパー事業	派遣回数		回	151	
(3) 保育サービスの質の確保	平成20年度は、前年度より実施数が減少した。今後も更に民間事業者及び福祉サービス利用者、福祉サービス第三者評価の受診及び評価結果の活用を働きかけていく。				
	第三者サービス評価の実施	評価受審保育施設数		施設	9

基本目標 2 . 親と子の学びと育ちの支援

重点的な取組み	主な事業	活動指標	指標説明	単位	20年度実績
(1) 親が子育てを学ぶ機会の提供	<p>母親学級、ファミリー学級では、出産を控えた夫婦が子育てについて学ぶ機会を提供し、さらに平日に参加できない夫婦のために休日パパママ学級を開催した。休日パパママ学級への参加希望は増加している。そのため平成20年度は12回実施した。また、親の学びのプログラムでは、親の孤立感を軽減し、1歳～3歳の各年齢の発達段階に応じた多様なプログラムを提供した。なかでも1～2歳児の参加希望が特に多い。ブックスタートパックは、図書館と保健所が連携し、4ヶ月児乳幼児健康診査での配布を行い、未受診者には保健師が家庭訪問時に配布するなど、全員へ配布した。</p>				
	ファミリー学級の充実	母親の延べ参加者数	ファミリー学級の母親参加者数	人	440
		父親の延べ参加者数	ファミリー学級の父親参加者数	人	239
	パパママ学級の充実	母親の延べ参加者数	休日パパママ学級の母親参加者数	人	181
		父親の延べ参加者数	休日パパママ学級の父親参加者数	人	180
	育児講演会の実施	育児講演会参加者数	「親と学びのプログラム」へ統合	人	0
	ブックスタート事業	配布数	ブックスタートパックの配布数	部	3,660
		参加者数	ブックスタートの会延べ参加者数	人	7,591
	親の学びのプログラム	1歳児の子育て講座延べ参加者数		人	514
		2歳児の子育て講座延べ参加者数		人	812
3歳児の子育て講座延べ参加者数			人	173	
(2) 相談や出会いの場の提供	<p>「多胎児の会」や若年層の母親グループ「ヤングママの会」、「ベビーマッサージの会」への支援など、育児グループへの支援を実施した。支援した育児グループが発展的に自主グループをつくり「ダウン症児の会」などで継続的に活動している。子育てひろばは、区内18か所で実施しており、今後も必要な地域を見極めて設置していく。また、子ども家庭支援センターの相談内容は多様化しており、個別の相談というより家庭内・家族内の問題が複雑に絡むケースが増加している。今後も関係機関との十分な連携をとり、それぞれの役割を明確にして活動していることが重要である。</p>				
	育児グループの育成・支援	新規の育児グループ支援数		組	67
		多胎児等の育児グループの支援数	双子の会等	組	5
	子育てひろばの実施	実施箇所数	子育てひろばの実施箇所数	か所	18
	子ども家庭支援センター	相談件数		件	10,359
関係機関との連携件数		センターから関係機関への連携件数	件	525	
(3) 次の親世代の育成	<p>現在は、未実施の事業である。事業開始に向けて、引き続き事業内容等を関係部課と検討した。</p>				
	乳幼児のふれあい体験学習	延べ参加者数		人	0
		実施学校数	ふれあい体験学習を実施した学校数	校	0

基本目標 3. 子どもの健やかな成長を支える環境の整備

重点的な取組み	主な事業	活動指標	指標説明	単位	20年度実績
1. 母子の健康促進					
(1) 育児不安の早期発見と早期支援	<p>2ヶ月児育児学級や4ヶ月児健診時にエジンバラ産後うつ自己評価を行い、うつ傾向や育児不安の早期発見を行った。子どもへの不適切な対応が見られる親、発達遅れのある子に対して、全保健所・保健センターにおいて心理経過観察検診を実施しているほか、必要に応じて精神科医や臨床心理士による個別面談を行っている。また、平成20年度から、「新生児訪問」を拡大して「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施し、訪問時に2ヶ月児育児学級など事業を紹介して2ヶ月児から親同士の交流の場を設けることにより、母親の育児不安を防止している。</p>				
	育児支援に重点をおいた乳幼児健診	4ヶ月健診受診者数		人	3,649
		6ヶ月+9ヶ月健診受診者数		人	6,676
		1歳6ヶ月歯科+内科受診者実数		人	6,090
		3歳健診受診者数		人	3,157
		親と子の心の相談室利用者数		人	21
	1.6歳～2歳児グループの支援	1歳6ヶ月健康診査時心理個別相談件数	1歳6ヶ月健診時心理相談者数	人	697
		集団による心理経過観察者延べ人数	心理経過観察相談者数	人	462
2か月児の育児学級の充実	参加者数	2ヶ月児の会延べ参加者数	組	1,278	
新生児訪問の充実	新生児訪問件数	こんにちは赤ちゃん事業訪問数のうち新生児訪問件数	件	2,226	
(2) 乳幼児の事故予防と応急対策	<p>乳幼児の事故予防対策では、家庭内の事故防止のために、母親学級や乳幼児健診時におけるリーフレットの配布・事故予防教育とともに、児童館に来館する親や育児グループに対して事故予防教育を実施した。子どもの急病時の対応については、家庭での確かな判断ができるように、妊娠届け時に育児支援ハンドブックを配布するとともに、乳幼児健診や育児学級等で子どもの急病時の対応などを指導した。</p>				
	乳幼児の事故予防対策	出張教育での事故予防教育実施数		回	25
		リーフレットの配布数	乳児、1歳6ヶ月児、3歳児健康診査時配布数	部	10,135
	乳幼児の急病時応急対策	育児支援ガイドブックの配布数	部	6,000	
(3) 子どもの疾病予防	<p>はしかの予防接種を推進し、1歳2ヶ月時点での未接種者には個別勧奨を行い、2歳時点での2歳時点での接種率95%を目指した。平成20年度の接種率は、94.2%であった。また、平成19年度の全国的なはしかの流行に対して、24年度までの5年間を時限的な対策期間として、中学校1年生と高校1年生を予防接種の対象者に追加した。結核の予防接種は結核予防法の改正により、ツ反検査を廃止し、4ヶ月児健診時にBCGを接種するため完全予約制で健診未受診者への対応を強化した。また、健診未受診者への健診来所勧奨とBCG接種有無の確認を個別に行っているほか、医学的理由によって6ヶ月未満までに接種できなかった児童への接種を医療機関で実施した。</p>				
	はしか予防対策	麻しん接種者数		人	3,542
	結核の予防接種	結核予防接種者数		人	3,734
(4) アレルギー対策	<p>保健所・保健センター内にアレルギー相談窓口を設置し、随時保健師が相談に応じ、栄養士や環境衛生担当などとの連携を図りながら助言指導を行った。母親学級や乳幼児健診等でリーフレットを配布し、リーフレットのホームページ公開、広報かつしかやFMかつしかでの健康一口メモなどアレルギーに関する正しい知識の普及啓発に努めた。早期の情報提供や個別の相談に対応したが、アレルギー性疾患に対しては、環境対策や自己管理などによる発症の予防と適切な診断、治療及び周囲の理解など解決すべき課題が多くあり、今後とも他部署との連携が必要である。</p>				
	相談体制の充実	アレルギー相談件数		件	248
		乳幼児健診時の皮膚疾患有所見者数		人	717
	人材育成と正しい知識の普及啓発	アレルギーに関する講演会の参加者数		人	35
職員の専門研修参加者数			人	1	
(5) 乳幼児期からの健康づくり	<p>栄養教育は、母親学級や乳幼児健診で実施するだけでなく、児童館への来館者・育児グループに対する栄養指導やリーフレットの配布を行っている。平成19年度から「妊娠期の食事バランスガイド」「子育て世代のための食事バランスガイド」を配布し、知識の普及啓発等を行っている。また、小児生活習慣病予防健診とともに、小・中学生や保護者に対して講演会や指導講習会を実施した。これらの事業により、保護者の生活習慣病への認識は浸透してきているものの、健診結果からは、有所見の児童生徒数の割合に減少が見受けられないため、今後は食事療法と運動療法の両側面から生活環境を見直していく指導が重要である。</p>				
	栄養教育の実施	リーフレットの配布数		部	21,853
		栄養教育の実施回数	児童館、育児グループにおける指導回数	回	74
小児生活習慣病予防指導講習会参加者数		受診結果で有所見の児童・生徒数	人	30	
(6) 子ども医療費負担の軽減	<p>子ども医療費の助成については、平成19年度から中学3年生までの全児童が対象となっており、医療費助成（自己負担全額助成）を実施している。小・中学生までの医療費助成拡大に関しては、広報やホームページのほか、学校を通じたお知らせや対象世帯への通知により広く周知している。</p>				
	子ども医療費助成の実施	医療証交付数（乳幼児、子ども）		人	56,552
		中学校3学年までの医療費助成件数	人	922,646	

2. ひとり親家庭への支援					
ひとり親家庭への支援	<p>児童扶養手当や児童育成手当は、出生率低下の第一要因である経済的な理由への支援策として、また、ひとり親家庭等における子育ての経済的支援策として区民に定着している。また、ひとり親家庭等医療費助成についてはひとり親家庭の経済状況が厳しいことから、今後も制度の安定的な維持が必要である。</p> <p>母子相談については、法改正により、子育て、生活支援、就労支援、養育費の確保、経済的支援などの総合的な自立支援対策の推進が定められた。平成17年度より「母子自立支援プログラム策定事業」を開始しているが、平成20年度から専門の自立支援プログラム策定員を設置した。また、職業的自立を促す対策として「母子家庭自立支援給付金事業」を実施している。</p>				
	ひとり親家庭の総合支援の実施	相談件数	母子相談(貸付+母子支援施設+DV相談含む)	件	3,776
		相談処理件数	母子相談(貸付+母子支援施設+DV相談含む)	件	191
		母子支援施設入所件数	公立母子支援施設+私立母子支援施設	件	13
		貸付件数	母子福祉資金貸付+母子福祉応急小口貸付	件	103
		区緊急一時保護及び宿泊助成件数		件	6
		ひとり親医療助成対象者数		人	4,669
DV相談・悩みごと相談の実施	児童育成手当受給者数		人	7,357	
	児童扶養手当受給者数		人	5,414	
	相談利用件数		件	1,306	
3. 障害幼児への早期支援体制の充実					
子どもの障害の早期相談・支援体制の強化と社会参加の促進	<p>安心・安全な妊娠出産のためには、妊婦の健康管理が重要であり、平成20年度より妊婦健康診査の助成回数を14回に拡大したほか、妊娠中毒症等に罹患している妊婦の入院費や低体重児の医療費の助成を実施した。また、平成17年度に開設した「子ども発達センター」において、専門相談や通園指導、通所による個別訓練を継続して実施した。合わせて、早期療育体制の整備について、関係機関との連携を深める目的で作成した「連携ファイル」を有効に活用している。ふれあい交流事業については、未実施であり、事業開始に向けて関係各署との調整を行った。</p>				
	子ども発達センターの開設	通園施設利用者数	知的障害児通園施設利用延べ人数	人	5,286
		訓練事業利用者数	知的障害児通園施設利用延べ人数	人	2,624
		一時保育利用者数	一時保育・緊急一時保育利用延べ人数	人	56
	ふれあい交流の実施	発達相談件数		件	181
		参加者数		人	0
疾病・障害の早期発見、早期対応	受診者数	妊娠健診+超音波検査	人	41,020	
	有所見者数	妊娠健診+超音波検査	人	13,963	
	医療助成受給件(月)数	妊娠中毒症+養育+育成+療育医療受給件数	人	468	
	乳幼児精密健康診査受診人数	専門医療期間での受診に要する医療費受給件数	人	124	
4. 児童虐待防止対策					
(1) 虐待の予防体制の強化	<p>2ヶ月児育児学級、4ヶ月児健診時にエジンバラ産後うつ自己評価を実施し、高得点者には健診当日に個別相談を行った。また、福祉的な支援については子ども家庭支援センターと保健所が連携して援助を行うとともに、専門相談が必要な場合は、精神科医師や臨床心理士による「親と子の心の相談室」を活用した。エジンバラ産後うつ自己評価票の回収率は98%であり、健診当日に行う個別相談においては、高得点者の多くがこの相談を受けており、うつや育児不安のある親に対して早期に対応した。</p> <p>不適切な養育や育児負担感の強い母親に対して、社会的・精神的な孤立感を軽減・解消するとともに、適切な養育態度の理解・習得を目的にグループワークを実施しており、全4回のグループワークを2回実施した。プログラムは、参加者のニーズ把握や継続して参加できるよう工夫をするなど柔軟に対応した。</p>				
	虐待防止早期支援事業	エジンバラ産後うつ質問の受診人数		人	4,510
		個別相談件数	保健所個別相談+子ども家庭支援センター虐待相談	人	1,117
	グループワークの実施	実施回数		回	8
	産後支援ヘルパー事業(再掲)	基本目標1 子育てで家庭への支援、仕事と子育ての両立支援 (2) 在宅の子育てで家庭への支援 「産後支援ヘルパー事業」参照			
(2) 虐待発見時の速やかな対応と子どもの保護	<p>要保護児童対策地域協議会では、虐待事例に対する機関連携を適切に行うために関係機関に情報提供を求めるとともに、定期的な実務者会議を行うことにより虐待の再発防止・早期発見・早期援助を行った。平成20年度は、実務者会議の中で「保育所マニュアル作成部会」を設け、対応マニュアルを作成した。虐待に係る相談の件数は平成19年度まではやや減少傾向にあったが、平成20年度は前年より18%増加した。相談による一定の成果はあるものの、潜在する問題も多いと推測されるため、関係機関からの啓発をより充実させることにより虐待を早期に発見し、児童に深刻な影響を与える前に適切な対応を図った。</p>				
	要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会開催回数		回	1
	虐待相談の実施	事例検討会開催回数	実務者会議+援助調整会議	回	54
		虐待相談延べ件数	虐待に関する相談の延べ件数	件	3,305
ショートステイ事業の実施(再掲)	基本目標1 子育てで家庭への支援、仕事と子育ての両立支援 (2) 在宅の子育てで家庭への支援 「ショートステイ事業」参照				
(3) 児童虐待の再発防止	<p>見守りサポートでは、児童相談所での一時保護や児童養護施設等の措置後に家庭復帰した児童に関して、関係機関が協力して地域で見守り、児童に再び危険な状況が発生した場合には早期の支援を行った。児童虐待をしてしまう親は精神的な問題を抱えており、現に虐待をしてしまっている親や虐待にまで至っていないが育児負担感が強い親に対して臨床心理士によるカウンセリングを実施し、虐待を予防した。また、親の不適切な養育の結果、様々な問題を抱える児童にプレイセラピー等の心理療法を実施し心的外傷のケアを行い、児童の問題行動からの2次的な虐待を防止した。</p>				
	見守りサポート	サポートしている家庭の件数	児童養護施設等の措置後に親元で生活しているケースの件数	件	2
		依頼件数(継続件数含む)	児童相談所からの依頼件数(継続ケースを含む)	件	7
	子どもと親に対する支援の実施	子どもの心理療法実施延べ件数		件	25
親のカウンセリング実施延べ件数			件	231	
(4) 総合的な児童虐待防止体制の強化	<p>平成20年度は施設の基本設計・実施設計を行った。施設整備とともに、実施事業の方針等についても検討を進めた。</p>				
	(仮称)子ども総合センターの整備	整備箇所数		か所	0



基本目標 4. 地域で子育てを支える人づくり、ネットワークづくり

重点的な取組み	主な事業	活動指標	指標説明	単位	20年度実績
(1) 地域人材の育成	各児童館を中心に乳幼児対象の事業や小学生対象の事業にさまざまな形で参加している。				
	子育てサポーターの活動支援	子育てサポーター活動延べ人数	各児童館で活動した子育てサポーターの延べ人数	人	3,203
		子育てサポーター参加事業数	各児童館で子育てサポーターが参加した延べ事業数	事業	2,014
(2) 各種団体の活動支援	平成20年度は、市民活動団体（NPO）との協働事業提案制度として3事業（乳幼児のひろば、中高生の居場所づくり、子育てマップ充実させ隊）を実施した。乳幼児のひろばは、利用者を増加させたものの、中高生の居場所づくりは中学校の行事等と重なり参加者数が減少した。かつしか子育てマップづくりは、情報の更新のために月1回打合せを行い、最新情報の掲載に努めた。				
	子育て支援活動の拠点整備	市民活動団体（NPO）との協働事業実施数	子育て分野における市民活動団体との協働事業数	事業	3

基本目標 5. 子育てを支援する生活環境、子どもがのびのび育つ環境の整備

重点的な取組み	主な事業	活動指標	指標説明	単位	20年度実績
(1) 子どもの安全を守る	公園・児童遊園の整備については、公園・児童遊園の整備にあたっては、安心・安全の観点から公園づくりを推進した。公園を安全で快適に利用できるようにするため、すべての公園・児童遊園を対象に週1~2回の頻度で日常点検を行なった。点検項目の主なものは遊具やトイレ、照明灯の「施設点検」、及びゴミや不法投棄物、落書き等の有無、その他園内状況等である。また、日常点検で不具合が発見された場合や他の自治体等で事故が発生した施設と同じ仕様の施設がある場合、臨時点検を実施した。 また子どもを犯罪から守る活動支援では、これまで取り組みを行ったPTAの数は区内の小・中学校の過半数を超え、多くの青少年育成に関わる地域関係者や警察、関係行政機関の連携協力によって、危険個所の改善や地域住民による見守りの実施等、多くの成果を生み出している。				
	安心・安全な公園づくり	公園・児童遊園の新設実績 公園・児童遊園の改良実績	当該年度に新規開園する公園等の面積 当該年度に改良工事を行った公園等の園数	m <sup>2</sup> 園	5,800 14
	公園の安全点検	公園の安全点検箇所数	安全点検の対象となる公園の箇所数	か所	311
	子どもを犯罪から守る活動支援	延べ実施回数	講座等開催回数	回	8
		延べ参加者数 参加取組団体数	講座参加者数 青少年育成地区委員会、PTA等講座参加団体数	人 団体	539 21
(2) 親と子が外出しやすい道路や施設環境を整備する	あんしん歩行エリア整備事業では、歩道勾配改善工事（青戸三丁目）により、歩道の段差を解消し、勾配を緩やかにする共に、点字ブロックなどの視覚障害者用誘導標識や、ガードパイプなどの設置を行なった。また、両側の歩道幅の再配置を行ない、快適な歩道空間にした。また、誰でもトイレの設置については公園の工事を計画する際に、公園トイレを新設または改修する場合は、ベビーキープ等を備えた、車椅子対応トイレ「だれでもトイレ」の設置を優先した。あわせて、「だれでもトイレ」の表示を行い多くの人々が利用しやすい環境の整備を行った。 子育てマップは、「かつしかSUNSUNまっぷ」を引き続き児童館や区役所窓口などで配布した。子育て支援団体と協働で作成し「かつしか子育てマップ」についても、区民事務所や児童館等で引き続き無料配布するとともに、区のホームページを活用したWEB版の最新情報掲載に努めた。				
	あんしん歩行エリア整備事業	あんしん歩行エリア全体整備基本計画策定の執行率 交通安全施設等工事の整備延長 通学路の交通安全点検の実施小学校数	% 歩道勾配改善工事を施工した道路延長 小学校と協力して通学路の交通安全点検の実施した小学校数	% m 校	100 460 1
	「誰でもトイレ」の設置	設置箇所数		か所	124
	「子育てマップ」の作成	配布部数		部	27,850
	児童館事業については、年2回以上の児童館運営協議会を開催し、地域の子ども会、青少年委員会、民生委員、保護者の代表等と児童館の年間行事計画や、実施状況について協議を行った。また、児童館まつりや季節の行事などにおいて、子どもたちが中心となった実行委員会を立ち上げ、子どもたちの意見等を尊重しながら事業を実施した。公園づくりには、公園づくりにおいては、ワークショップ方式等（意見交換会）を取り入れ、今後の子育ての観点を踏まえた計画づくりを進めた。具体的には、合計11回の住民との意見交換会を行った。				
(3) まちづくりや子どもの遊び場づくりに子どもや子育て中の親の参画	子どもと子育て中の親の意見を取り入れた児童館づくり	児童館運営協議会等		回	193
	ワークショップ方式による公園づくり	ワークショップ開催回数		回	11
	青戸コミュニティゾーン整備事業（再掲）	歩道勾配改善アンケート調査 交通量調査（12時間交通量調査）		回	0 0
	わくわくチャレンジ広場は、前年度に比べ、登録児童数が約780人増加し、登録率が3.1%上昇した。これは、3年生への対象学年の拡大と、児童に「わくチャレ」が浸透したことや保護者にも「安全に楽しく遊べる場所」として理解が深まったものと考えられる。 ボランティアの奨励では、平成19年度からスタートした高校での「奉仕」という必修科目によって、高校生の参加者が増えた。一方、中学生の参加者の減少傾向が続いている理由としては、夏休みの期間短縮や職場体験学習の完全実施などが考えられる。				
(4) 年代や興味・関心に応じた様々な子どもの居場所づくり	乳幼児の利用に配慮した遊び場づくり	砂場柵設置箇所数	犬猫が砂場に入ることを防止する柵の設置箇所数	か所	6
	わくわくチャレンジ広場	児童登録率	登録児童数 ÷ 在籍児童数 × 100	%	82
		登録児童数	登録児童数	人	9,901
	地域行事への子どもの参加（小） 社会教育館、児童館の居場所づくり（社会教育館）	青少年育成地区委員会が行う子ども対象事業	19地区の合計事業数	件	98
		事業延べ参加者数 事業延べ実施回数	事業延べ参加者数 事業延べ実施回数	人 人	3,594 284
	社会教育館、児童館の居場所づくり（児童館）	事業延べ来館者数		人	612,789
	図書館のヤングアダルトコーナーの充実	ヤングアダルトコーナー蔵書数		冊	43,983
		中高生の貸出冊数	13歳から18歳までの利用者の年間貸出冊数	冊	93,090
		中高生の登録者数	13歳から18歳までの図書館利用登録者数	人	19,013
	地域行事への子どもの参加（中高）	ジュニアリーダー講習会受講生数	初・中・上級受講生数	人	54
ジュニアリーダー講習会延べ出席者数		各回の出席者数の合計	人	483	
ジュニアリーダークラブ（JLC）員数		ジュニアリーダー講習会を修了したクラブ員数	人	31	
ボランティアの奨励	ボランティア体験者数	所属地域の活動を除いた他の地域からの指導依頼合計件数	件	60	
		福祉施設等でのボランティア活動体験者数（実数）	人	129	



基本目標 6. 子どもの豊かな人間性を育む教育環境の整備

重点的な取組み	主な事業	活動指標	指標説明	単位	20年度実績
(1) 確かな学力の定着	<p>一人一人のスピードや理解度に応じ、基礎的・基本的な学習内容の定着を図るために、東京都の少人数事業実施に向けた教員の加配を受けたり、区独自に学習支援講師を配置することにより、全ての学校で少人数授業を実施した。また、授業時間数を確保するために夏季休業日を1週間縮減し、新たに生み出した授業時間数を各学校で有効に活用することができた。</p> <p>総合的な学習の時間では、これからの社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を育成するために、今日的な課題に対しての問題解決するための学習を重視し、さらに中学校では、2年生を対象に区内官公署並びに地域商店街に協力依頼し、職場体験を全校で実施した。更なる充実を図るため、全校からヒアリングを行い、取組状況の把握や課題などの検討を行った。</p>				
	習熟度に応じた少人数授業の推進	学習指導員の勤務時間		人	64,168
		学習指導員数		人	60
	授業時数の確保	授業時間増加学校数	夏季休業日を縮小し授業時間を増やした学校数	校	74
	総合的な学習の時間の充実	総合的な学習が好きな児童生徒の割合		%	71.8
	コンピュータ教育の推進	コンピュータ導入台数		台	2,384
		インターネット接続校数		校	74
	読書指導・学校図書館の充実	学校図書館支援指導員数		人	70
		図書検索システム導入校数		校	73
	普通教室の冷房化	普通教室への冷房設置校数	校	74	
(2) 豊かな心の育成	<p>子どもの生活習慣の確立に向けて「早寝・早起き、朝ごはん食べよう」カレンダーを作成し、小学校全児童に配布し、早寝と朝ごはんの摂取について点検するとともに、7箇所で開催した。不登校・学校不適応児童への対応に関しては、小・中学校全校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に助言・援助を行っているが、月1回の教育相談連絡会において研修を行い、資質・能力の向上を図った。また、スクールカウンセラーと連携を図り、別室登校児童・生徒への学生ボランティアの派遣を実施するとともに、水元地区及び新小岩地区において、学生ボランティア育成のためのモデル研究を始めた。セーフティ教室は、第1部を非行・犯罪被害防止の学習、第2部を保護者、地域の住民等による意見交換会として全校で実施した。</p> <p>総合型地域スポーツクラブ制度については、「スポーツ振興計画」を策定して、クラブ育成を重点施策として明確に位置付けた。区内第1号モデルの「こやのエンジョイクラブ」を設立し、第2号モデル地域を水元・西水元地域に選定した。</p>				
	家庭教育の充実	家庭教育に関する学習の実施回数	学習会の実施回数	回	45
		父親の会・おやじの会の団体数	区立小・中学校の父親の会・おやじの会の団体数	団体	25
	不登校・学校不適応への対応	スクールカウンセラーの勤務時間		時間	23,596
		通級者数		人	75
		退級者数		人	56
	セーフティ教室の実施	セーフティ教室の実施学校数		校	73
	学校敷地内の禁煙化	禁煙化実施学校数		校	74
	サポートチームによる支援	学校訪問回数	サポートチーム指導員による学校訪問回数	回	121
	部活動の充実・総合型地域スポーツクラブ事業	小中学校部活動参加児童生徒数		人	6,794
		地域顧問指導者数		人	23
		地域技術指導者数		人	111
		区民フォーラムの開催		回	0
		育成検討会準備会の開催回数		回	0
	総合型地域スポーツクラブ育成研修会の開催回数		回	4	
(3) 新たな学校の取組みと家庭・地域社会との連携	<p>特色ある学校づくりとして、今年度は、放課後や土曜日等を活用した補充教室など教科の充実のための計画や自然環境づくり、地域との連携を通じた活動などの特色が示されている。外部評価に関しては、全小・中学校において、保護者・児童・生徒・地域の人たちを対象にアンケートを実施し、結果について、学校だより・ホームページなどで公開し、課題については次年度の教育課程の改善に活用していく。</p> <p>教職員の資質・能力の向上を図るため、課題別、在職年齢別、職層別の各種研修を行った。学校支援ボランティア制度については、学校の需要にあったボランティアを確保するため、大学への訪問やホームページなどの広報媒体を活用し、広く周知するとともに、募集PRに努めた。平成18年度に水元地区で実施した「学生ボランティアの活用に関する実践的な研究プロジェクト」について、新小岩地区を加え2地区で実施し、生徒の学習意欲の向上や活用方法の蓄積などの点において一定の効果を上げた。今後も各方面と連携を図り、実践・研究を継続して実施地域の拡大等を目指していく。</p>				
	学校選択制の実施と特色ある学校づくり	特色ある学校づくり実施学校数		校	74
	教職員の資質・能力の向上	研修参加者数		人	7,824
		研修会実施回数		回	285
	開かれた学校づくりの推進	特色ある学校づくり実施学校数		校	74
	外部評価制度の導入	実施学校数		校	74
	学校支援ボランティアの活用	学校支援ボランティア登録者数		人	1,832
		学生ボランティア登録者数		人	219

新規事業実施状況

資料2-1

1. 子育て家庭への支援、仕事と子育ての両立支援

新規事業	平成20年度実施状況
私立幼稚園の早期入園	4園の私立幼稚園で早期入園制度を実施し、40名の受入を行った。
企業向けセミナーの実施	区内の事業者向けに働き方の見直しや父親の育児への積極的参加について企業側の理解を求めていくため、「ワーク・ライフ・バランスの実践」をテーマに講演会を行った。

2. 親と子の学びと育ちの支援

新規事業	平成20年度実施状況
ブックスタート事業	4ヶ月児乳幼児健康診査でブックスタートパックを配布し、未受診者には保健師等が訪問する際に配布するなど、全員配布を行った。
親の学びのプログラム	19年度の結果を踏まえて事業内容を精査し、より充実した講座を生涯学習課、保健所・保健センター、子育て支援部が協働して実施した。
乳幼児のふれあい体験学習	事業内容等を関係部課と検討した。

3. 子どもの健やかな成長を支える環境の整備

新規事業	平成20年度実施状況
1. 母子の健康促進	
子ども医療費助成の実施	中学3年生までのすべての児童の医療費（自己負担分）を助成した。
2. ひとり親家庭への支援	
ひとり親家庭の総合支援の実施	「母子自立支援プログラム策定事業」、「自立支援給付金事業」を引き続き実施するとともに、平成20年度から母子自立支援プログラム策定員（専門非常勤職員）を設置した。
3. 障害幼児への早期支援体制の充実	
子ども発達センターの開設	既存事業を引き続き実施するとともに、子どもひとり一人に対して一貫した支援を行うため「連携ファイル」制度を構築し実施した。
ふれあい交流の実施	事業内容等を関係部課と検討した。

新規事業	平成20年度実施状況
4. 児童虐待防止対策	
グループワークの実施	子ども家庭支援センターにおいて、育児に自信が持てない母親に対して全4回のグループワークを年2回実施した。
子どもと親に対する支援の実施	臨床心理士によるカウンセリング、プレイセラピー等により育児不安の解消、心的外傷のケアなど適切な支援を実施するとともに、虐待の再発防止に努めた。
(仮称)子ども総合センターの整備	事業手法をPFI手法から従来手法に変更し、基本設計・実施設計を行った。

#### 4. 地域で子育てを支える人づくり、ネットワークづくり

新規事業	平成20年度実施状況
子育てサポーターの活動支援	児童館において本事業の趣旨を説明するなど、多くの子育てサポーターの参加を求めた。
子育て支援活動の拠点整備	市民活動団体(NPO)との協働事業提案制度を活用し、3事業を実施した。 子育てひろば 運営：NPO花いっぱい 事業：乳幼児と親の集いの場 中高生の居場所づくり 運営：NPOワーカーズコープ 事業：中高生のヘルパー体験講座 子ども・子育ての視点からの情報マップづくり 運営：かつしか子育てネットワーク 事業：かつしか子育てマップ(情報更新)

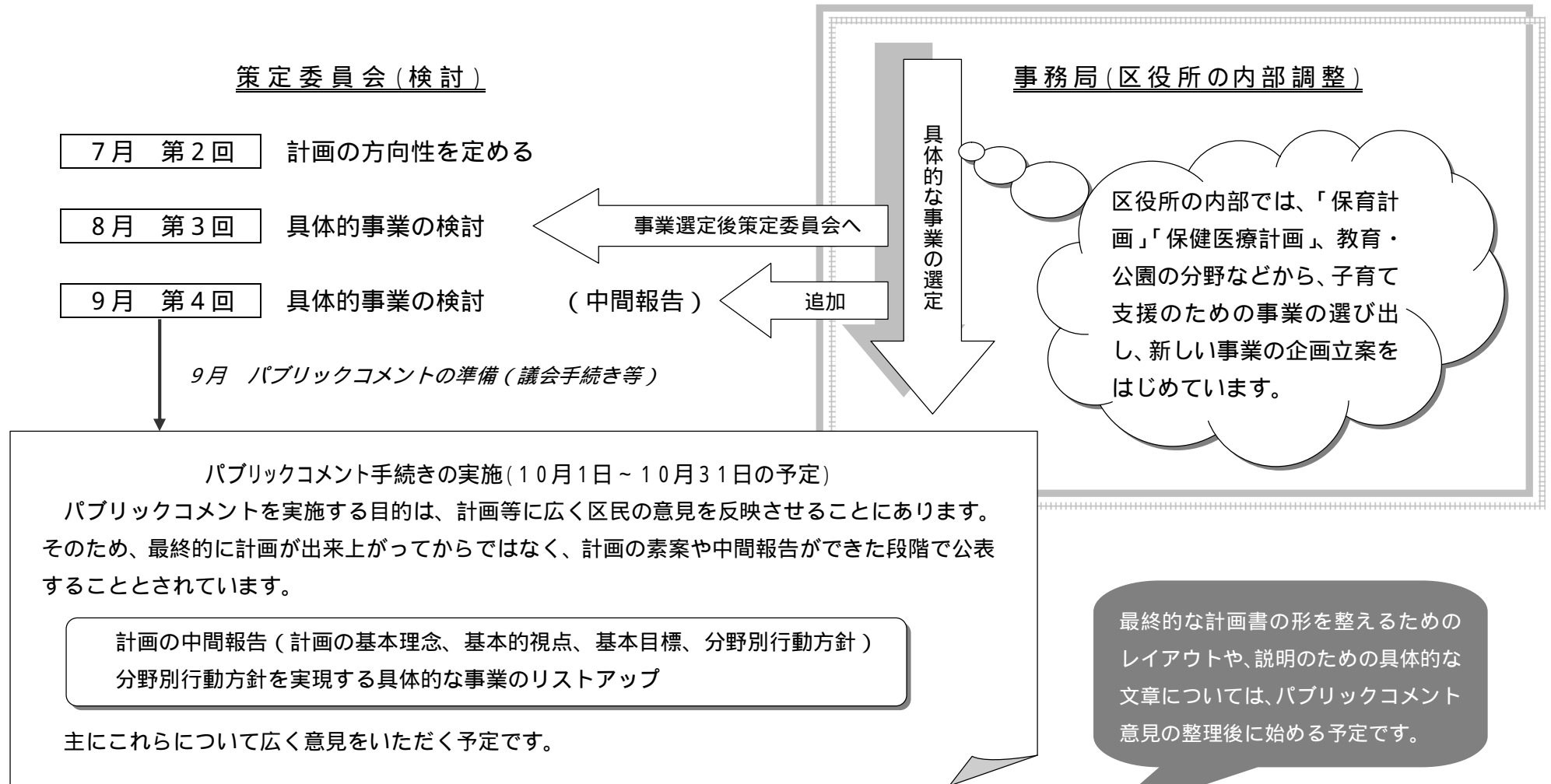
#### 5. 子育てを支持する生活環境、子どもがのびのび育つ環境の整備

新規事業	平成20年度実施状況
新規事業なし	

#### 6. 子どもの豊かな人間性を育む教育環境の整備

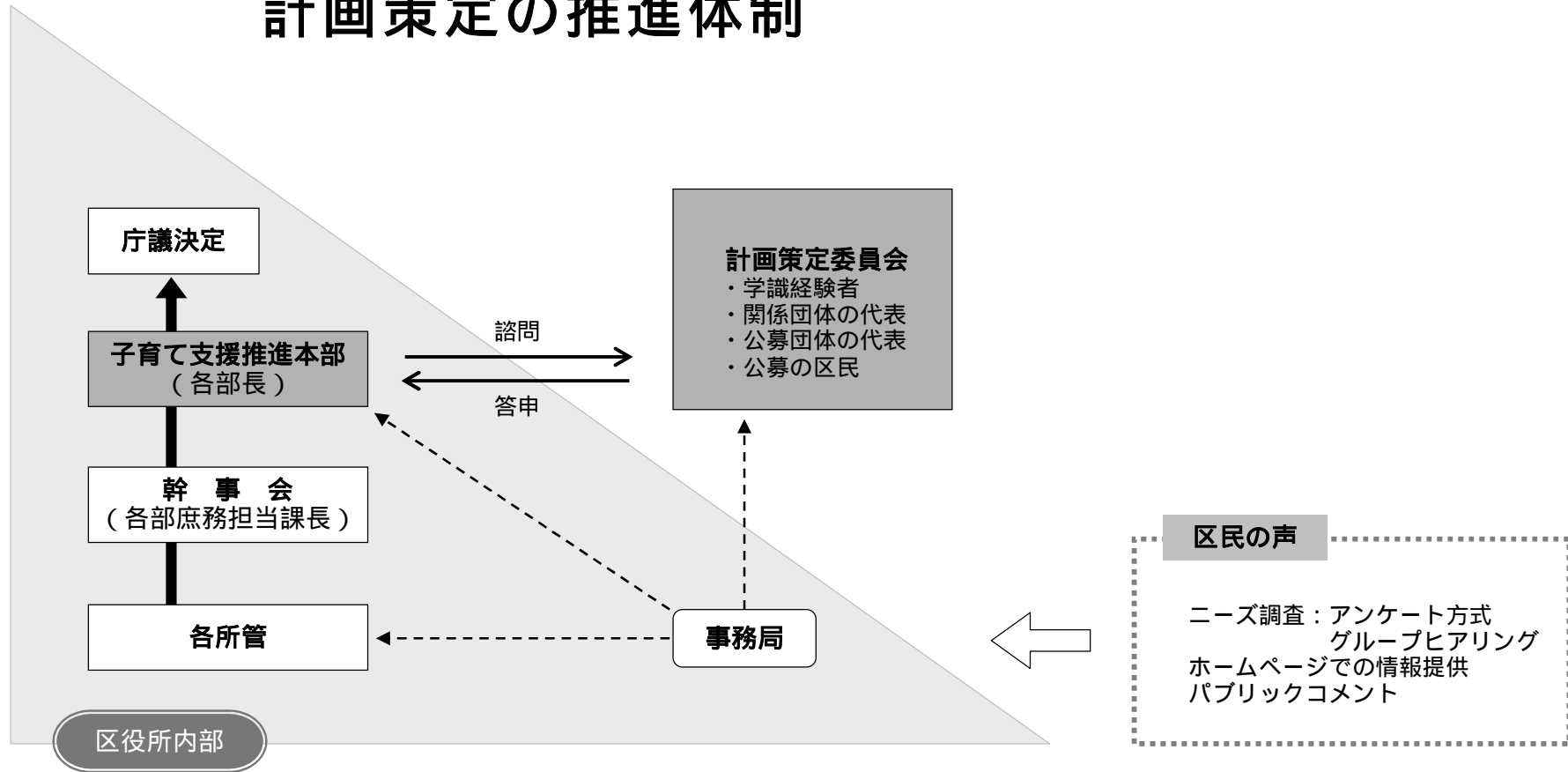
新規事業	平成20年度実施状況
外部評価制度の導入	11月上旬に外部評価実施の手引きなどを配布し、11月中旬から各学校で実施した。各校の結果報告を受け集約した数値をもとに、内容分析を行い、広報かつしかで結果報告を行い、各学校の分析結果についても、学校だより、ホームページなどで公開した。各校における課題を明らかにし、次年度の教育課程の改善に活用する。

後期「葛飾区子育て支援行動計画」策定の進め方について



パブリックコメント後、いただいた意見を考慮して、最終報告を作成していきます。(第5回11月、第6回1月開催予定)

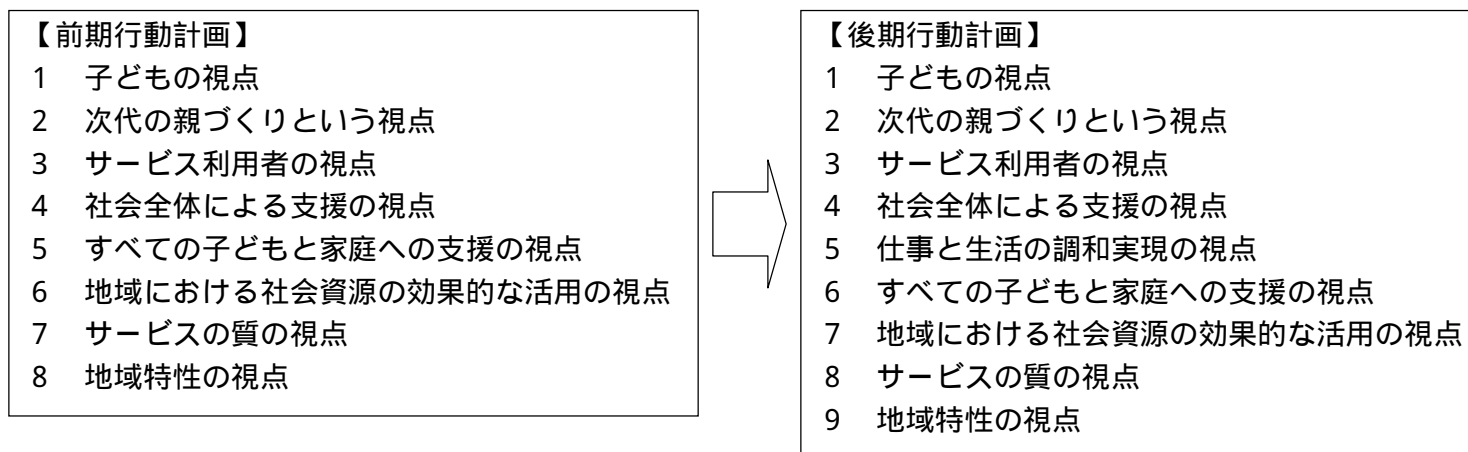
## 計画策定の推進体制



## 後期「葛飾区子育て支援行動計画の概要」について

## ～ 施策の体系（案）説明図 ～

国の策定指針による「基本的な視点」



葛飾区子育て支援行動計画の体系

## 【前期子育て支援行動計画の施策の体系】

- 1 子育て家庭への支援、仕事と子育ての両立支援
- 2 親と子の学びと育ちの支援
- 3 子どもの健やかな成長を支える環境の整備
- 4 地域で子育てを支える人づくり、ネットワークづくり
- 5 子育てを支援する生活環境、子どもがのびのび育つ環境の整備
- 6 子どもたちの豊かな人間性を育む教育環境の整備

## 【後期子育て支援行動計画の施策の体系】

- 1 子育てを支えるまち
- 2 子どもが健康に育つまち
- 3 子どもの成長をみんなで支えるまち
- 4 子どもの安全・安心が保たれるまち
- 5 子どもの心身が健やかに成長するまち
- 6 親と子がともに学び育つまち
- 7 一人ひとりの特性に配慮するまち

# 後期「葛飾区子育て支援行動計画」の概要

## 計画の位置付け

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」により策定が義務づけられている、市町村行動計画です。

「次世代育成支援対策推進法」の目的(第1条)

この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、**基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにする**とともに、**行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定**その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、**もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資すること**を目的とする。

国・地方公共団体・一般事業所・国民(区民)がそれぞれの立場で行動することが求められています。

次世代育成支援対策推進法の基本理念(第3条)

次世代育成支援対策は、**父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する**という基本的認識の下に、家庭その他の場において、**子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感される**ように配慮して行われなければならない。

父母その他の保護者の第一義的責任を踏まえつつ、「子育ての意義」についての理解が深まること、そして「子育てに伴う喜びが実感」できることに配慮が必要とされています。

【基本的な視点(行動計画策定指針)】

### (1) 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。子育ては男女が協力して行うべきものという視点に立って取り組みます。

### (2) 次代の親づくりという視点

子どもが豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成に取り組みます。

### (3) サービス利用者の視点

多様な個別のニーズに応えられるように柔軟かつ総合的に取り組みます。

### (4) 社会全体による支援の視点

企業や地域社会を含む、さまざまな担い手の協働の下に対策を進めていきます。

### (5) 仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現するよう取り組みます。

#### (6) すべての子どもと家庭への支援の視点

社会的養護を必要とする子どもや虐待等の子どもなどに十分配慮し、広くすべての子どもと家庭へ支援します。

#### (7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

NPO、子育てサークル、母親クラブ等の地域団体、社会福祉協議会等の民間事業者、伝統文化継承の取組など、さまざまな地域の社会資源を十分かつ効果的に活用します。

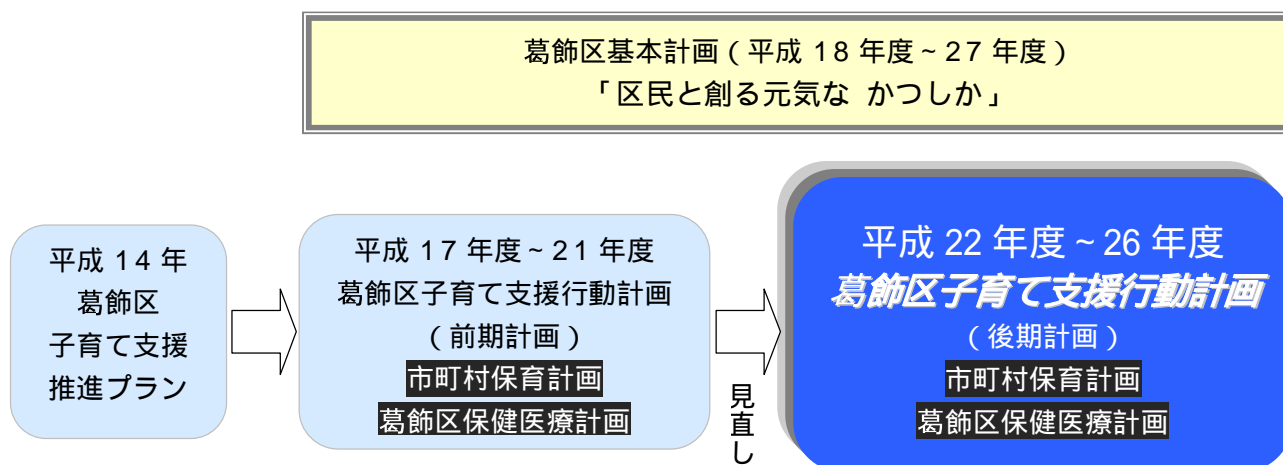
#### (8) サービスの質の視点

サービス供給量の確保とともに、サービスの質を確保します。また、サービスに関わる人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めます。

#### (9) 地域特性の視点

葛飾区の人口構造や産業構造、社会資源の状況等を踏まえて、葛飾区が主体的に取り組みます。

【葛飾区における計画の位置付け】



### 計画期間

平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間で全体の計画期間であり、平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間で前期計画期間として子育て支援行動計画を実行してきました。

これまでの実績と社会情勢の変化、子育てニーズの変化等を踏まえて、平成 22 年度から 26 年度までの後期 5 か年について計画を策定します。



## 基本理念

子どもの幸せを第一に考え、地域社会全体で子育てをあたたく見守り支えていくとともに、家庭や地域の子育て力を高めていく。

この計画の基本理念では、次世代育成支援対策推進法や子どもの権利条約（「児童の権利に関する条約」）の趣旨を踏まえ、子どもの幸せを第一に考えるということ、地域全体で子育てを支えるということ、そして家庭や地域の子育て力を高めていくということを盛り込みました。なお、この理念は、前期計画策定にあたって定めたものを後期計画についても継承します。

## 基本的視点

### 1. 子どもの幸せを第一に考える

子どもの健やかな発達・成長・育成に視点を置き、一人ひとりの子どもの状況に目を向けたきめ細やかな施策の実施に努めます。

### 2. 子育て中の親や子どもの成長を社会全体で支援する

地域社会との連携や協働により、子育て中の親と子どもの成長を社会全体で支える仕組みづくりを目指していきます。

### 3. すべての子どもと家庭を対象にする

すべての子どもと家庭を対象に幅広く支援をするという観点から、施策の充実に努めます。

### 4. 家庭と地域の子育て力を高める

子育ての第一義的な責任は家庭であるとの視点のもと、家庭教育の充実に図ります。また、子どもたちは地域社会の中で温かく見守られながら健全に成長していくという視点のもと、地域の子育て力を高めていきます。

### 5. 特に配慮を必要とする子どもや家庭への対策を強化する

虐待を受けた子ども、障害のある子ども、問題行動を起こす子ども、ひとり親や養育家庭など、特に配慮を必要とする子どもと家庭への権利擁護の充実に努めます。

### 6. サービス提供側の専門性の確保、サービスの質の確保・向上を図る

地域特性を活かした子育て支援サービスを展開するとともに、サービスの質を確保していきます。

### 7. 親の妊娠期から青少年期までの総合的な取組を推進する

親の妊娠から子どもの出生、青少年期に至るまでの総合的な取組を、保健・福祉・教育分野が相互に連携して推進していきます。

## 基本目標

基本理念を実現するために、次の7つの項目を計画の基本目標とします。

子育ての第一義的な責任はそれぞれの保護者にありますが、その保護者を、地域社会、企業等、行政（区）が支えていくという意識をあらわすものとして「まち」という表現に統一します。

### 1. 子育てを支えるまち

多様な保育サービスのニーズに応えることで、子育てと仕事が両立しやすい環境を整備していきます。また、すべての子育て家庭を視野に入れた保育サービスの展開や質の確保と向上を図ります。

### 2. 子どもが健康に育つまち

妊娠・出産期から学童期、思春期に至るまで、母子の健康を支えるための拠点機能等の充実を図るとともに、児童虐待の防止対策に取り組みます。

### 3. 子どもの成長をみんなで支えるまち

子どもの成長を地域社会全体で支えられるよう、子育てがしやすい就労環境やワークライフバランスの普及啓発に取り組むとともに、企業や商店街、NPO、子育てに関心のあるさまざまな人が子育てのサポーターとなるような人材育成に取り組みます。

### 4. 子どもの安全・安心が保たれるまち

親も子ども安心して生活が送れるよう、生活環境の整備、公共施設及び街路等のバリアフリー化に取り組みます。また、子どもが交通事故や犯罪に巻き込まれないような、地域での見守りを促進します。

### 5. 子どもの心身が健やかに成長するまち

子どもたちの学ぶ意欲、自ら考え判断できる力及び問題解決できる力をはぐくみ、豊かな人間性と人格を兼ね備えた人として成長できるよう、学校での教育環境を整備していきます。

### 6. 親と子どもがともに学び育つまち

子育て中の親が親として成長していくことを支援していくとともに、子どもの豊かな心を育てていくために、子どもと親がともに学ぶための場づくりに取り組みます。また、子育て中の悩みなどを気軽に相談できる人と人とのつながりをつくります。

### 7. ひとり一人の特性に配慮するまち

ひとり一人の「ちがいを尊重しながら子育てが進められるように体制を整備します。とりわけ、社会の支援が必要な、障害のある子ども、ひとり親家庭の子どもなどが安心して成長できるよう取り組めます。

## 分野別行動方針（重点的な取り組み）

### 1. 子育てを支えるまち

#### （1）子育てと仕事の両立支援

子育てと仕事を両立しやすい環境を整備するために、延長保育や休日・夜間保育など、多様な保育事業について、子育て支援に関する意向調査結果などをもとにニーズ量を推計し、目標量を定めます。

#### （2）在宅の子育て支援

一時保育や子育てひろばなど、在宅で子育てをする家庭を対象にした事業について、子育て支援に関する意向調査結果などをもとにニーズ量を推計し、目標量を定めます。

#### （3）保育サービスの質の確保

第三者評価の充実など、保育サービスの質の確保のための取り組みを推進していきます。

### 2. 子どもが健康に育つまち

#### （1）母子の健康の推進

妊娠中から母子の健康を保ち安心して出産を迎えるために定期健診や訪問指導を行うとともに、乳幼児の事故防止や小児感染症の予防に取り組みます。また、不妊治療に対する経済面・心理面の支援も行います。

#### （2）児童虐待の防止

子ども家庭支援センターを中心に、児童虐待の予防・早期発見・早期対処に取り組みます。乳幼児健診時のスクリーニングや健診未受診者への働きかけなどを通じて児童虐待の防止を推進するとともに、育児不安や孤立感などに悩む親に対して働きかけを行い、虐待予防や治療的取り組みを充実させます。

### 3. 子どもの成長をみんなで支えるまち

#### （1）企業の取組を支援する

子育て中の保護者が就労しやすい環境を整えられるよう、企業に対して「事業主行動計画」の策定支援や普及啓発を行います。また、ワークライフバランスの啓発もあわせて行います。

#### （2）地域の社会資源の活用

本区には、さまざまな活動をする市民団体や企業・商店、NPOなどがあります。これらの団体等が積極的に子どもの健全育成に関わり、地域全体で子どもの健やかな成長を見守っていく、葛飾区らしい子育て支援の取り組みを進めます。

#### （3）地域の人材育成

子育て支援に取り組む人びとを応援し、新たに子育て支援に取り組む人びとの育成に努めます。

### 4. 子どもの安全・安心が保たれるまち

#### （1）子どもの安全を守る

子どもが事故や犯罪に巻き込まれないよう、道路や公園の安全性を高める取り組みや、地域社会の見守り体制を強化していくための取り組みを推進します。

#### （2）親と子が外出しやすい道路や施設環境を整備する

子どもを連れて円滑に利用できる道路整備や、授乳やおむつ交換をできる場所の設置などを通じて、快適な外出ができる環境の整備を進めます。

### (3) まちづくりやこどもの遊び場づくりに子どもや子育て中の親の参画を進める

まちづくりや公園・遊び場づくりなどの計画の場に子どもや子育て中の親などが参加する機会を増やすことで、利用する人びとのニーズに適合した施設整備を進めていきます。

## 5. 子どもの心身が健やかに成長するまち

### (1) 確かな学力の定着

義務教育修了までに、すべてのこどもが自立して社会で生きていく基礎を修得するよう、わかる授業の推進など、確かな学力の定着のための取り組みを検討します。

### (2) 豊かな心の育成

道徳教育や地域の伝統と文化を尊重し、他人を思いやる心や感動する心が育つよう、「豊かな心の育成のための取り組みを検討します。

### (3) 良好な教育環境の整備

ひとり一人のこどもが良好な教育環境のもとで学べるよう、学校での教育環境を整備していきます。

## 6. 親と子どもがともに学び育つまち

### (1) 親が子育てを学ぶ機会の提供

子育て中の親が、親として成長していくことを支援していくために、子どもの出産から子どもの自立に至るまで、親のライフステージや子どもの年齢にあわせた多様な学びの機会を提供します。

### (2) 相談や出会いの場の提供

身近なところで地域の人々や子育て中の親同士が出会い、情報交換や相談ができる場を充実させ、子育て中の親の孤独感や不安感を解消します。

### (3) 次の親世代の育成

子どもたちが次世代の親に成長していくという点を重視し、小学生や思春期の子どもたちの乳幼児とのふれあいを促進し、生命の大切さや親になることの意味を考える機会を提供します。

### (4) 年代や興味・関心に応じた様々な子どもの居場所づくり

家庭・学校・地域で協力し、放課後や週末に地域の大人と子どもがふれあう場所『子どもの居場所』をつくります。子どもと大人のふれあいを通して、大人たちも交流を深めることで、地域での子育ての輪を広げます。

## 7. ひとり一人の特性に配慮するまち

### (1) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭がかかえる経済的、心理的などの子育て上の困難を緩和するための施策を推進します。

### (2) 障害児への支援

障害のある子どもの療育体制や相談体制の整備を進めます。また、障害のある子どもたちの社会参加の拡充や自立支援と、障害のある子どもの保護者への支援の充実に取り組みます。

## 後期「葛飾区子育て支援行動計画」策定委員会の開催日程

今後の開催日程については、事前に調整させていただくのが本来ですが、会場等の都合もあり、誠に申し訳ありませんが事務局のほうで以下のとおり決めさせていただきました。

	日 時	会 場
第3回	8月17日(月) 午後 2時	葛飾区男女平等推進センター 3階 洋室A
第4回	9月 4日(金) 午前10時	葛飾区男女平等推進センター 3階 洋室A
第5回	11月13日(金) 午後 2時	葛飾区男女平等推進センター 1階 洋室D
第6回	平成22年1月21日(木) 午後 2時	葛飾区男女平等推進センター 1階 洋室D

ご都合が合わず欠席となることもありますが、その際も、会議資料を事前または会議後に送付しますので、会議の内容、資料などに対するご意見、ご質問等をメモ、メール、FAXでお寄せいただきますと、大変助かります。

事務局にてお預かりして、できるかぎりその後の会議の中に反映できるように工夫してまいりたいと思っております。

(問い合わせ・ご意見送付先)

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1

葛飾区役所 子育て支援部

育成課 計画担当係 佐藤・羽鳥・本間

電話 03(5654)8595

FAX 03(5693)1533

E-mail: h2-satou@city.katsushika.lg.jp

子育て支援行動計画 策定委員会 議事要録

日 時	平成21年7月22日(水) 10時00分～12時00分	場 所	葛飾区男女平等推進センター 洋室D
出席者 (21名)	村井 美紀 委員 山口 千晴 委員 町山 芳夫 委員 上田 郁子 委員 清水 正六 委員 山田 伸子 委員 伊藤 美知香 委員	阿部 優美 委員 芝山 薫 委員 浦岡 秀次 委員 阿部 久之 委員 遠藤 ふじ子 委員 福島 一雄 委員 小林 葉子 委員	櫻井 慶一 委員 鈴木 秀史 委員 信川 仁道 委員 松田 光子 委員 井上 洋一 委員 篠原 淑子 委員 佃 理恵 委員
欠席者 (4名)	加藤 尚子 委員 小玉 薫 委員	内田 眞義 委員	中道 浩一 委員
事務局 (6名)	鹿又 幸夫(子育て支援部長) 佐藤 秀夫(計画担当係長) 本間 晶子(計画担当係主任主事)	赤木 登(子育て支援部育成課長) 羽鳥 秀明(計画担当係主査) (コンサル 森 すぐる)	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・資料1 第1回葛飾区子育て支援行動計画策定委員会の課題について</li> <li>・資料2 平成21年度子育て支援行動計画事業達成状況一覧(速報値)</li> <li>・資料3 後期「葛飾区子育て支援行動計画」策定の進め方について</li> <li>・資料4 後期「葛飾区子育て支援行動計画の概要」について</li> <li>・机上配布 前期葛飾区子育て支援行動計画の体系</li> </ul>		
<p>1、委員紹介</p> <p>前回欠席の鈴木委員、阿部委員の自己紹介があった。 櫻井委員は、校務のため遅刻する由。</p> <p>2、議事</p> <p>(1) 会長職務代理について 前回推薦のあった櫻井委員が到着後、職務代理の承認を得た。</p> <p>(2) 第1回子育て支援行動計画策定委員会の課題について。 事務局(赤木課長)より、資料1に基づいて前回の論点整理、森(コンサル)より父子家庭の状況、平成16年度アンケート調査との比較について、赤木課長より広報関係について、虐待件数について、それぞれ資料に基づき説明があった。</p> <p>小林委員：父子家庭の状況について、母子家庭に比べて数が少なく、支援が遅れがちになる。民生委員の力を借りて声かけが大切。母子家庭の就労状況が悪い。母親の自立が大切で、それが保育園の充実で解決するのか、今後の対策が必要。アンケート調査の比較では、自由に</p>			

使える時間が全くないという答えがある。これがストレスになり、虐待につながることもあるかもしれない。子育ての感動体験を伝えられるといい。また、私は区境に近い細田5丁目に住んでいるが、区役所から遠く、「お知らせ」が伝わってこないことがある。

村井会長：父子のデータが少ないが、これをどうとらえるべきか。

事務局(森)：抽出の際に、その家庭の家族状況を勘案してサンプル抽出するわけではないので、そういった意味では統計として見ることは適切ではない。この回答の傾向をもとに、当事者や当事者団体のヒアリングなどにより、実態把握につなげる方がよい。

村井会長：アンケート結果には表れない少数の意見についても注目する必要がある。

清水委員：父子家庭については、離婚していないケースもあり、戸籍では見えてこないこともある。民生委員としては、隅々まで目をこらさなければならないが、個人情報保護の意識の高まりの中で難しい面もある。家庭支援センターと連絡を取っていききたい。

篠原委員：子育て支援を地域に求めないという原因の1つには、子育て支援について知らないという要素もある。区として、地域として何をやっているのか、どう知らせていくのかということが大切。広報を重点的にする必要がある。前期計画では、策定にあたって区民フォーラムをやっている。後期を通じて10年間のものを作ったという、見本市のようなことを委員と一緒に、区民に届けていく場をつくる必要がある。

阿部委員：私は、東京西部の市に巡回相談に行っているが、0歳児でも行動などを見てみると、何らかの問題がある子どもはわかる。その中に、母子家庭・父子家庭の子も多い。子どもの「問題行動」は、いわばその子どもにとって「限界」を越えてしまっているから起こる。また、DV被害で親が住所を秘匿している、というケースもある。保育園の側が保護者にアプローチしようとしても、保護者の側が問題はないという認識でいると、その先は難しい。

佃委員：広報に関連して。たくさんのサービスがあってもつながれない人がいる。窓口に行っても、必要なサービスまで導かれないこともある。行政の関係になると思うが、SOSを出している人が窓口を訪れたとき、必要なところにつながるシステムを築くことが必要。

清水委員：支援者の立場として、いつも議論になるのが個人情報の問題である。確かに大切な人権ではあるが、もっと公にしてもいいのではないかと思う。地域には支援者がいるということを知らせたいが、どうやって個人情報の壁をクリアするかが問題になる。

山田委員：何らかの問題を抱えた子が育つ過程で、幼稚園や保育所、小学校、中学校、高校と進む間に、それぞれの所属で対応が切れてしまうことがある。そのときは、またゼロからのスタートになる。家族をどうやって支援していくのか。ニーズもいろいろで「特にない」が「アテにされていない」ということもあるだろうし、気がつかないうちに泥沼に、ということもある。きちんとしたサポートが繋がっていけるようなシステムが大切だと思う。

上田委員：ふだんから相談しやすい体制が必要。産後うつもあるが、母子手帳を発行するときから、民生委員と会える機会をつくるなど、サポートできるといい。区内にも、地域差がある。子育て資源が少ないところでは、民間の力を借りるのも1つの方法。巡回相談や出前児童館など。ファミリーサポートセンターのようところで相談が手軽にできるといい。

村井会長：相談することも、勇気が必要。相談しにくいと思っている人の支援が大切。子育て知識の取得方法や相談相手を見ると、どうやって相談しあう関係をつくるかが議論の焦点かとも思う。

松田委員：以前、民生委員をやっていた時に、ご近所でお腹の大きい方がいらっしやり積極的に声掛けをして、いつでもいらっしやいねと言うと、話がしやすい。昼間も自宅に一人であることが多いので、訪問すると喜んでくれる。障害があるお子さんが生まれたときなどは、いろいろな支援につなげるパイプ役を果たせる。民生委員の役割は非常に大きいと思う。

清水委員：問題が起きてからではなく、ふだんの信頼関係が大事。葛飾区には主任児童委員が40人くらいいるから、その活用も考えてほしい。

福島委員：児童養護施設は、親が破綻して入所するが、かつては父子家庭が最も多く、次いで母子家庭だった。現在は、母子家庭が6割で父子家庭はずっと少ない。両親そろっている子どもも増えている。以前では考えられないこと。ショートステイも母子が多い。あるケースでは、長距離トラックの運転席に小さな子どもを乗せて仕事をしている父子家庭のケースがあった。現在は、問題が起きないと支援を求められない仕組み。破綻しないとだめ。子育て支援は、すべての家庭を対象にするように変化しているのだから、支援の仕組みも改めて打ち破らないとダメだろう。虐待も、速報値で42,600件と報道された。2割くらいは誤報だとしても、施設には入れるのは10%くらい。あとは待機させられたり通所だったり訪問指導だったり。児童相談所も手一杯。仮に今は在宅でも、将来的には入所することになる。これからの子育て支援は、問題が起きてから相談するのではなく、気軽に相談できる仕組みにかえる必要がある。施設で虐待を受けて2～3年後に家に戻しても、再入所することが多い。家庭に戻した後の支援の体制に乏しい。どこかがサポートできれば、在宅で生活できる場合の支援が必要。

伊藤委員：新小岩の近くはマンションが多く、転入者も多い。そもそも民生委員を知らないし、「特別支援児」というレッテルを貼られることも恐れる。うちの子は普通です、とバリアを張られる。妊娠中は産院に行くのだから、相談の場として産科や助産院でのサポートができればと思う。若い人は、インターネットで検索し、ネットの書き込みの中で情報を得る。それが必ずしも正しいわけでもない。区で、匿名でできる相談があれば、と思う。ネットやメールなら、困ったときには夜中でもアプローチできる。

佃委員：生きていくといろんな問題があり、解決の方法もたくさんある。区ではメール相談もある。たとえば産後うつや子どもに障害がある気がする、アレルギーが、など様々な問題で窓口やサービスが全部分かれていて、自分がどこに行けばいいのかわからない。子育て支援のワンストップサービスがほしい。ともかく困ったときにそこに行けばアドバイザー的な人がいて、その人が振り分けて、適切につなげてくれるのが理想。いま、私は1歳の子を抱えて父の介護をしている。そうすると、乳幼児から高齢者まで困ったことが多種多様にあり、ワンストップサービスの整備を進めてほしい。

村井会長：子育て支援は問題が起きてからではなく、安心できる場がほしい。それから、子どもの成長の過程にあわせて連続していること。相談しようというエネルギーを引き出す仕組み。当事者の声を聞くこと。これらについてこれからも討議を進めたい。

### (3) 葛飾区の子育て支援の現状について

事務局から、前期葛飾区子育て支援行動計画の実績表の見方について説明があった。



山口委員：行政が子育て支援で個別の家庭にどこまで「介入」するのかということで、個別施策にばらつきがある。サービスだけを用意するという考え方なのか、虐待などの法的強制力のある介入もある。多くの問題は、個別のコミュニティやネットワークで解決できるほうが多い。母子家庭も父子家庭も、保育園では普通のこと。保護者もコミュニティを持っているし、ある程度一般的な問題は相談されることはある。たいていは解決の糸口は見つけている。今はどの親でも子育てが困難な時代だから、ひとり親も二人親も相談内容は同じ。行政サービスをどういう形でどこまで提供するのか。

町山委員：0～2歳の8割の子どもが保育園や幼稚園などのどこにも行っていない。そこで、ひろば事業や児童館へ行くと、そこでコミュニティが生まれる。コミュニティづくりの手助けが非常に大事だと思う。当事者がそういうことをどこまで知っているのか。資料2の事業達成状況について、検討・評価されていると思うが、次回聞かせてほしい。

村井会長：ここに出た数字について、委員会としては量的なものとの質の問題と両方を評価してほしい。

福島委員：子育て支援に実効性があるのか。使っている人もいるが、まったく仕組みもわからないし、利用したくない人もいる。今までの子育て支援の考え方は、子育ての責任は親にあると。しかし、困ったときはもちろん、レスパイトケアもありだと打ち出したほうがいい。

小林委員：ここに出てきた数値をどう読むのか。たとえば、ゼロだからニーズがないのではなく、という議論になるのか。次の時には必要とする人がいるかも知れない。

村井会長：なぜゼロなのか、将来ニーズは出るのか、サービス提供に問題がないのか。あるいは、利用が多いものもそれで十分なのか、それぞれ施設の立場から意見がほしい。

山口委員：葛飾区は保育所に関しては、希望者数と施設数はほぼ合っているのではないかと。地域差も若干あるし制度的な問題もあるが。必要なときにすぐ預けられるという理想的な形に近づきつつある。

町山委員：私立幼稚園としては、認定こども園化はほぼないと見ている。もともと、私立幼稚園ではフルタイムで保護者が働いているような家庭の児童を想定していない。

鈴木委員：学童クラブとしては、今年から小学校が選択制になった影響で1年生が殺到して3年生が利用できない事態になっているところがある。その場合、わくわくチャレンジの対象を3年生まで拡大するという形で凌いでいる。また、私立はいっぱいなのに公立では空いている場合がある。その対応をどうするか。また、わくチャレと今後どう住み分けていくのかという問題もある。

村井会長：トータルでは充足されても、温度差や地域差があるということはどう読み取るかが重要。丁寧に確認しながら計画に反映することが必要だと思う。8月の具体的事業の検討の際に議論したい。各委員は、それぞれが関係する箇所についてデータの読み込みをして8月の委員会に臨んでほしい。

櫻井委員から挨拶および会長職務代理者の受諾について発言。

#### (5) 後期子育て支援行動計画の概要について

資料4により事務局（赤木課長）より説明を行った。

( 6 ) その他

事務局より、議案書の取りまとめ及び今後の日程について説明があった。

篠原委員：仕事と生活の調和について、4月に育児休業法が改正されたので、そのことについて次回の委員会で説明してほしい。

～ 以上 ～